

砺波厚生センター事業の概要

令和 7 年 8 月

富山県砺波厚生センター

目 次

I 砺波厚生センター管内の概況

第1 厚生センターの概況 -----	1
1 沿革 -----	1
2 機構・組織及び業務 -----	3
3 職員構成 -----	4
4 業務案内 -----	5
5 区域の概要 -----	6
第2 保健統計 -----	7
1 人口動態 -----	7
2 医療 -----	14

II 事業概要

第1 企画管理 -----	16
1 厚生センター運営協議会 -----	16
2 砺波地域医療推進対策事業 -----	16
3 献血の推進 -----	18
4 保健統計調査 -----	19
5 情報関連業務 -----	21
6 企画調整業務 -----	21
7 栄養改善 -----	26
8 調査研究事業 -----	29
9 学生実習指導 -----	30
10 卒後医師臨床研修 -----	30
11 AED 講習会 -----	31
12 受動喫煙防止対策 -----	31
第2 保健予防 -----	32
1 感染症対策 -----	32
2 成人老人保健対策 -----	46
3 栄養改善対策 -----	49
4 母子保健対策 -----	53
5 精神保健福祉対策 -----	57
6 難病対策 -----	67
7 原爆被爆者対策 -----	72
8 肝炎治療特別促進事業 -----	72
9 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業-----	73

10 石綿による健康被害救済制度に係る委託業務-----	74
11 骨髄バンク事業-----	74
第3 生活衛生 -----	75
1 食品衛生 -----	75
2 環境衛生 -----	81
3 水道 -----	83
4 薬事 -----	84
5 狂犬病予防及び動物愛護管理 -----	86
第4 試験検査 -----	88
1 臨床検査及び細菌検査実施状況 -----	88
2 食品衛生検査 -----	89
3 環境衛生試験検査 -----	90
III 学会発表等 -----	91

<表に用いた符号>

表記	内 容
0	数値が単位未満のもの
—	該当数値がないもの
…	該当数値が不詳のもの
・	出現があり得ないもの

I 研波厚生センター管内の概況

第1 厚生センターの概況

1 沿革

[本所の沿革]

- 昭和 14 年 4 月 東礪波郡福野町 1,120 番地に福野保健所を設置する。東礪波郡及び西礪波郡 80 町村が所管区域となる。
- 昭和 19 年 10 月 石動保健所の設置により西礪波郡が所管区域外となり、東礪波郡 5 町 33 村となる。
- 昭和 27 年 4 月 東礪波郡山田村及び北山田村が西礪波郡福光町へ合併し、所管区域外となる。
- 昭和 27 年 5 月 庶務課、衛生課の 2 課制となる。
- 昭和 27 年 5 月 ～昭和 29 年 7 月 町村合併の促進及び研波町の市制施行に伴い、所管区域は研波市、東礪波郡城端町、井波町、庄川町、福野町、中田町、平村、上平村、利賀村及び井口村の 1 市 5 町 4 村となる。
- 昭和 29 年 1 月 東礪波郡北般若村が西礪波郡戸出町へ合併し、所管区域外となる。
- 昭和 31 年 2 月 西礪波郡福光町の一部（旧山田村）が城端町へ編入され所管区域となる。
- 昭和 32 年 8 月 西礪波郡西野尻村の一部が福野町へ編入され所管区域となる。
- 昭和 32 年 9 月 西礪波郡若林村の一部が研波市へ編入され所管区域となる。
- 昭和 40 年 10 月 総務課、予防課及び衛生課の 3 課制となる。
- 昭和 41 年 2 月 東礪波郡中田町が高岡市へ編入され所管区域外となる。（1 市 4 町 4 村）
- 昭和 41 年 8 月 西礪波郡福光町が所管区域となる。（1 市 5 町 4 村）
- 昭和 45 年 4 月 東礪波郡福野町高儀 147 番地（現在地）に庁舎を新築、移転する。
- 昭和 48 年 4 月 予防課は、予防係、保健係の 2 係制となる。
- 平成 6 年 4 月 予防課が、保健予防課となる。
- 平成 10 年 7 月 保健予防課は、予防班、保健班の 2 班制となる。
- 研波保健所に名称変更し、小矢部保健所が研波保健所小矢部支所となり、小矢部市、西礪波郡福岡町が所管区域となる。
- 本所は、企画管理課に医務総務班、企画調整班、保健予防課に地域保健班、感染症疾病班、衛生検査課に衛生班、試験検査班の 3 課 6 班制となる。
- 小矢部支所は、衛生予防課、地域健康課の 2 課制となる。
- 平成 14 年 7 月 西部社会福祉事務所と統合し、研波厚生センターとなる。小矢部支所は、研波厚生センター小矢部支所に名称変更する。
- 本所は、企画管理課、福祉課（所管区域は東西礪波郡 6 町 4 村）、保健予防課、衛生検査課の 4 課 6 班制となる。
- 市町村合併に伴い、所管区域は、研波市、小矢部市、南砺市及び西礪波郡福岡町の 3 市 1 町（福祉課の所管区域は、西礪波郡福岡町 1 町）となる。
- 高岡市と西礪波郡福岡町の合併に伴い社会福祉を司る事務所でなくなり、福祉課が廃止される。支所の所管区域が小矢部市ののみとなる。（3 市）

[小矢部支所の沿革]

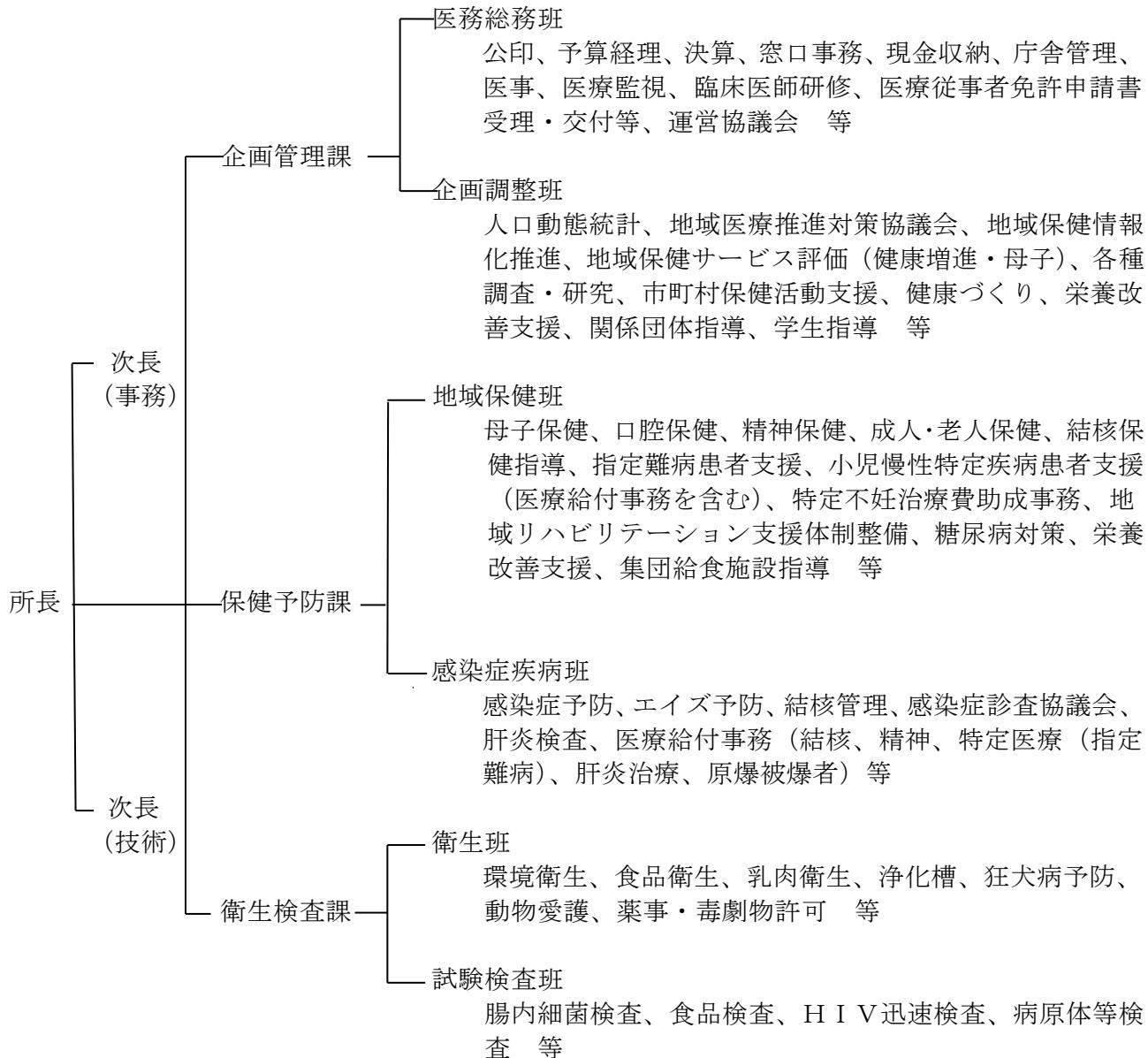
- 昭和 19 年 10 月 西礪波郡一円 5 町 36 村を管轄区域として、石動保健所を設置し、事務所を石動勤労動員署内で業務を開始する。
- 昭和 20 年 7 月 石動町小矢部 511 番地に庁舎を新築、移転する。
- 昭和 27 年 5 月 庶務課、衛生課の 2 課制となる。
- 昭和 37 年 8 月 小矢部市の発足に伴い、小矢部保健所に改称する。
- 昭和 40 年 10 月 庶務課が総務課となる。
- 昭和 41 年 2 月 西礪波郡戸出町が高岡市へ編入され所管区域外となる。(1 市 2 町)
- 昭和 41 年 8 月 西礪波郡福光町が福野保健所管内へ所管替えとなる。(1 市 1 町)
- 昭和 44 年 4 月 総務課、予防課、衛生課の 3 課制となる。
- 昭和 50 年 6 月 小矢部市綾子 260-1 (現在地) に庁舎を新築、移転する。
- 昭和 53 年 4 月 予防課が、予防係、保健係の 2 係制となる。
- 平成 2 年 4 月 予防課が、保健予防課となる。
- 平成 6 年 4 月 保健予防課が、予防班、保健班の 2 班制となる。
- 平成 10 年 7 月 研波保健所小矢部支所に改称し、衛生予防課、地域健康課の 2 課制となる。
- 平成 14 年 7 月 研波厚生センター小矢部支所に名称変更する。
- 平成 17 年 11 月 高岡市と西礪波郡福岡町の合併に伴い、所管区域が小矢部市ののみとなる。

[旧西部社会福祉事務所の沿革]

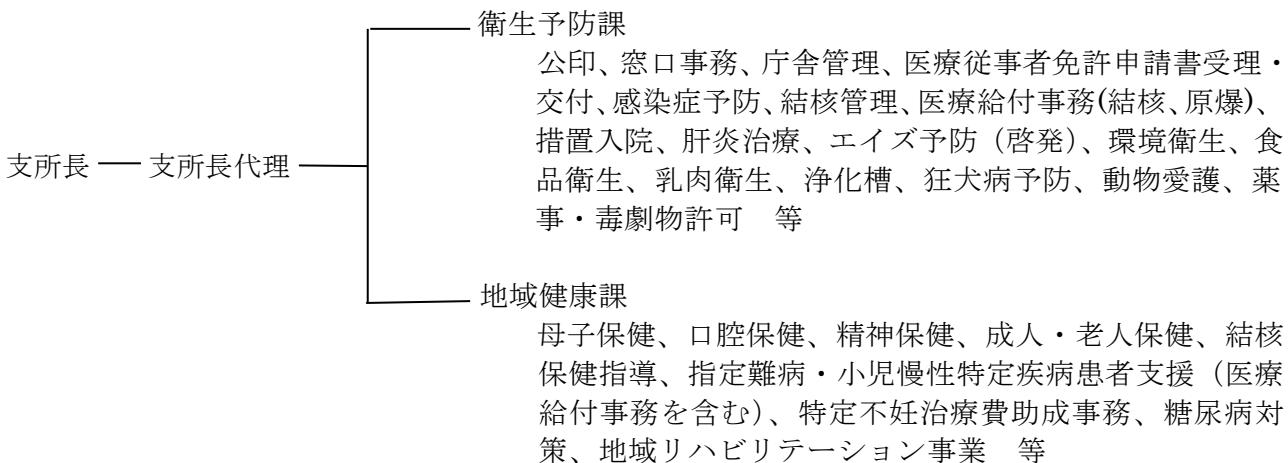
- 昭和 26 年 10 月 社会福祉事業法第 13 条に基づき、東礪波郡、西礪波郡にそれぞれ社会福祉事務所が新設された。
- 昭和 41 年 4 月 両社会福祉事務所を統合し、新たに西部社会福祉事務所が設置された。
- 平成 14 年 7 月 研波保健所と統合し、研波厚生センターとなる。

2 機構・組織及び業務

《本所》



《支所》



3 職員構成

(令和7年4月1日現在)

区分	医師	歯科医師	薬剤師	獣医師	診療放射線技師	臨床検査技師	管理栄養士	保健師	事務	計
本所	1	-	4	2	2	3	3	13	5	33
支所	-	1	2	2	-	-	-	4	1	10
計	1	1	6	4	2	3	3	17	6	43

4 業務案内

(令和7年4月1日現在)

《本所》

午前8時30分～午後5時15分

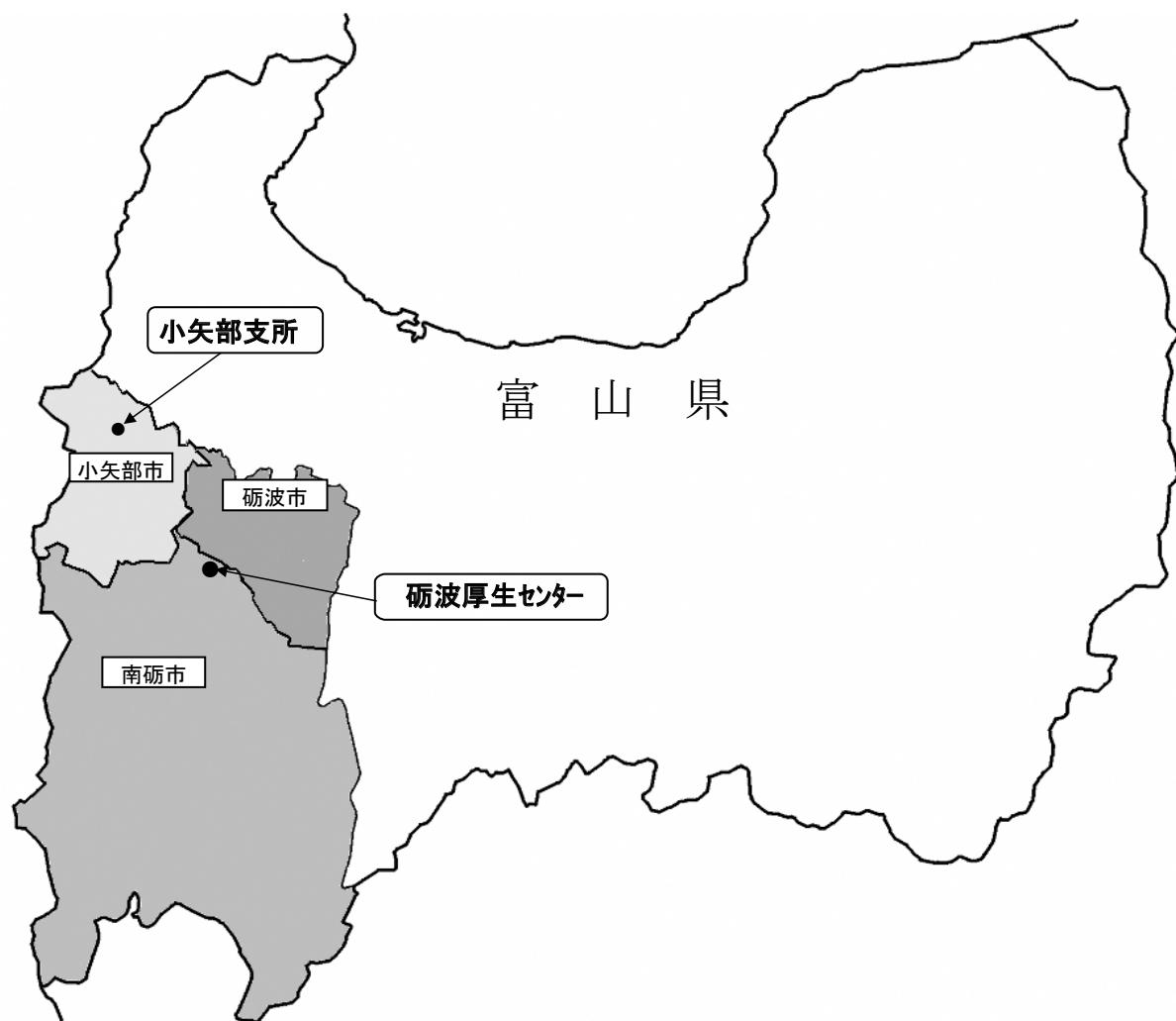
<定期受付>		<隨時受付>	<申請業務>
火	[午前9時00分～10時30分] (前日まで要予約) エイズ相談・HIV検査(迅速検査) クラミジア検査 梅毒検査 肝炎ウイルス検査		○相談業務 ・心の健康相談(含認知症) ・医療相談 ・ひきこもり相談 ・エイズ・クラミジア等性感染症相談 ・難病療養相談 ・栄養・食事相談
	[午前9時00分～11時00分] 骨髄バンクドナー登録(要予約) 女性の健康相談		○申請業務 ・公費医療負担申請 (結核、特定医療費(難病)、 小児慢性特定疾病など) ・特定不妊治療費の助成 ・肝炎の治療費等の助成 ・医療従事者の免許申請
	腸内細菌検査(午前)		
水	腸内細菌検査(午前)	○許認可、相談業務 ・食品衛生 ・環境衛生 ・医事 ・薬事 ・動物愛護 ・狂犬病予防	
木	精神保健福祉相談 (第3週 午後 要予約) ひきこもり家族相談会 (午後 要予約)	<不定期> ・家族教室(精神関係) ・ボランティア養成講座(精神疾患・難病) ・療養相談会(療養生活をしている方の相談会)	

《支所》

午前8時30分～午後5時15分

<隨時受付>		<申請業務>	<不定期>
○相談業務 ・心の健康相談(含認知症) (嘱託医相談 要予約) ・医療相談 ・ひきこもり相談 ・難病療養相談	○申請業務 ・公費医療負担申請 (結核、特定医療費(難病)、 小児慢性特定疾病など) ・特定不妊治療費の助成 ・肝炎治療費の助成 ・医療従事者の免許申請		
○許認可、相談業務 ・食品衛生 ・環境衛生 ・薬事 ・動物愛護 ・狂犬病予防			・家族教室(精神関係) ・ボランティア養成講座(精神疾患・難病) ・療養相談会(療養生活をしている方の相談会)

5 区域の概要



第2 保健統計

1 人口動態

(1) 市町村別人口動態

(令和5年)

区分	出生		死亡		自然増加		乳児死亡 (再掲)		新生児 死亡 (再掲)		死産		婚姻		離婚	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
全国	727,288	6.0	1,576,016	13.0	△ 848,728	△ 7.0	1,326	1.8	600	0.8	15,534	20.9	474,741	3.9	183,814	1.52
富山県	5,512	5.6	15,095	15.3	△ 9,583	△ 9.7	13	2.4	7	1.3	92	16.4	3,276	3.3	1,126	1.14
管内計	616	5.2	1,976	16.8	△ 1,360	△ 11.6	-	-	-	-	4	6.5	328	2.8	121	1.03
砺波市	267	5.8	650	14.1	△ 383	△ 8.3	-	-	-	-	3	11.1	174	3.8	56	1.22
小矢部市	163	6.0	482	17.8	△ 319	△ 11.8	-	-	-	-	1	6.1	48	1.8	24	0.89
南砺市	186	4.2	844	19.0	△ 658	△ 14.8	-	-	-	-	-	-	106	2.4	41	0.92

(年次)

合計特殊出生率	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
全国	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20
富山県	1.45	1.51	1.50	1.55	1.52	1.53	1.44	1.42	1.46	1.35

合計特殊出生率 (ベイズ推定値)	全国	富山県	管内	砺波市	小矢部市	南砺市
平成15年～平成19年	1.31	1.39	1.44	1.52	1.40	1.37
平成20年～平成24年	1.38	1.43	1.46	1.52	1.38	1.44
平成25年～平成29年	1.43	1.49	1.50	1.54	1.43	1.50
平成30年～令和4年	1.33	1.45	1.42	1.39	1.44	1.47

(注1) 出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚の率は人口（外国人を除く）千対、乳児・新生児死亡率は出生千対、死産率は出産（出生+死産）千対である。

(注2) 合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。
ベイズ推定値とは、出現数の少なさに起因する偶然変動の影響を減少させ、地域間比較、経年比較ができるように算出したもの。

資料 県厚生部医務課発行 人口動態統計（確定数）

厚生労働省大臣官房統計情報部 人口動態統計特殊報告

(2) 人口

ア 人口、世帯数、1世帯当り人員、人口密度、面積

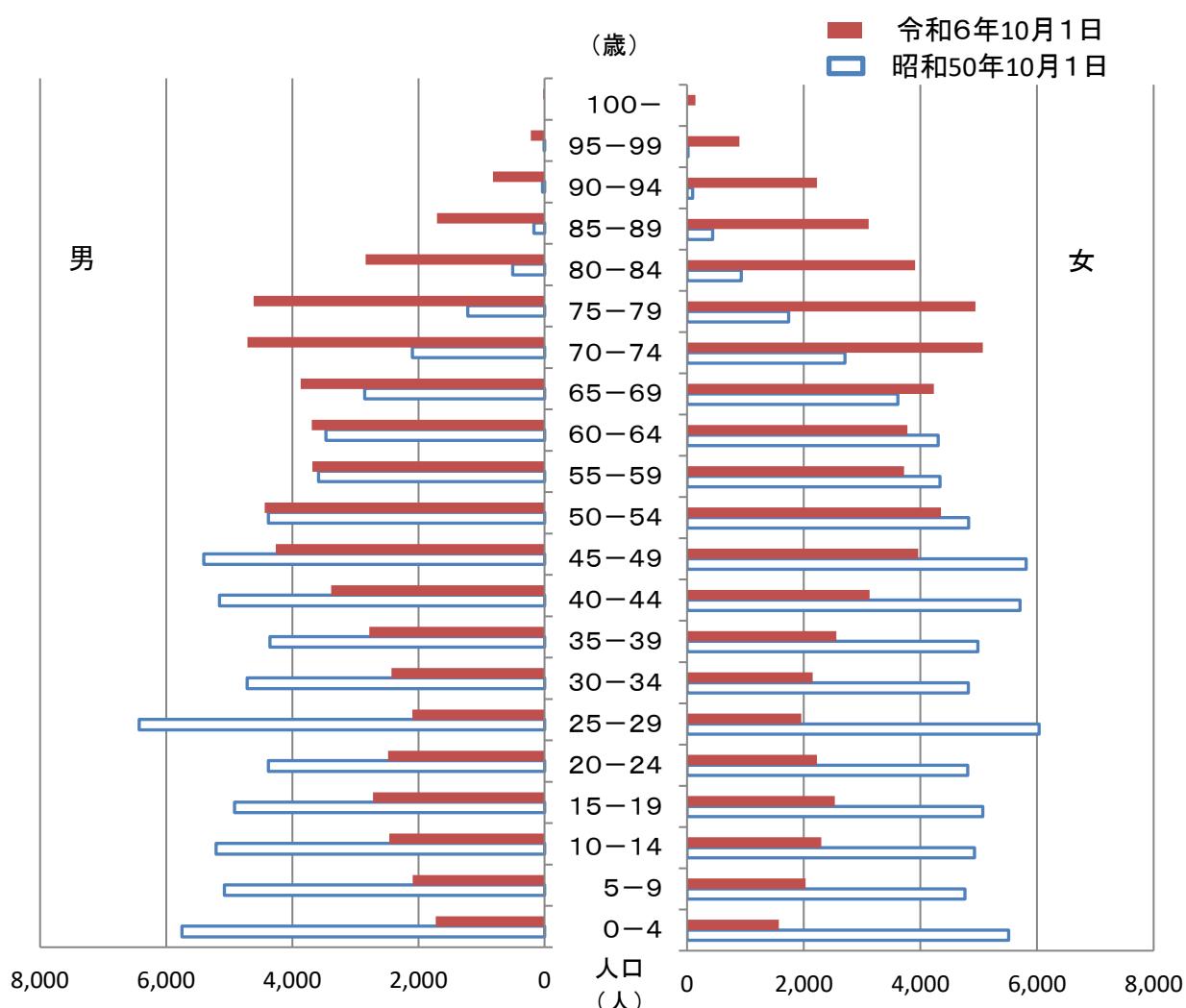
(令和6年10月1日現在)

区分	人口(人)			世帯数 (戸)	一世帯当り 人員(人)	人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
	総数	男	女				
富山県	995,955	485,298	510,657	412,541	2.41	234.5	4,247.54
管内計	118,609	57,483	61,126	43,984	2.70	127.6	929.74
砺波市	46,763	22,806	23,957	17,740	2.64	368.1	127.03
小矢部市	27,360	13,298	14,062	9,892	2.77	204.1	134.07
南砺市	44,486	21,379	23,107	16,352	2.72	66.5	668.64

資料 県経営管理部統計調査課発行 富山県の人口と世帯（推計）

国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和7年1月1日現在）

管内人口ピラミッド



イ 人口の推移

各年10月1日現在(人)

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年	令和6年
全 国	126,925,843	127,756,815	128,057,352	127,094,745	126,226,568	124,351,877	※ 123,801,750
富 山 県	1,120,851	1,114,692	1,093,247	1,066,328	1,034,670	1,006,367	995,955
管 内 計	142,899	141,667	136,201	130,726	124,286	120,333	118,609
砺 波 市	48,092	49,424	49,410	49,000	47,796	47,122	46,763
小矢部市	34,625	33,868	32,067	30,399	28,792	27,851	27,360
南 砺 市	60,182	58,375	54,724	51,327	47,698	45,360	44,486

(注1) 平成12年の砺波市の数値は旧砺波市・旧庄川町を合算したものである。

(注2) 平成12年の南砺市の数値は旧城端町・平村・上平村・利賀村・井波町・井口村・福野町・福光町を合算したものである。

資料 県経営管理部統計調査課発行 令和6年富山県の人口

※ 総務省統計局 国勢調査報告、人口推計(総人口)

ウ 市町村別・年齢3区分別人口

令和6年10月1日現在

区分	総数 (人)	実数(人)			総数に対する割合(%)		
		年少人口 (0~14才)	生産年齢人口 (15~64才)	老人人口 (65才以上)	年少人口 (0~14才)	生産年齢人口 (15~64才)	老人人口 (65才以上)
富山県	995,955	104,412	546,504	326,462	10.7	55.9	33.4
管内計	118,609	12,190	62,343	43,333	10.3	52.9	36.8
砺波市	46,763	5,269	26,502	14,429	11.4	57.4	31.2
小矢部市	27,360	2,656	13,879	10,685	9.8	51.0	39.2
南砺市	44,486	4,265	21,962	18,219	9.6	49.4	41.0

(注) 総数は年齢不詳を含む。構成比は、分母から年齢不詳を除いて算出。

資料 県経営管理部統計調査課発行 令和6年富山県の人口

(3) 出生率・死亡率等

ア 出生の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)
全国	1,187,064	1,190,547	1,062,530	1,071,304	1,005,677	840,835	811,622	770,759	727,288
富山県	10,049	10,170	8,973	8,188	7,567	6,256	6,076	6,022	5,512
管内	1,333	1,272	1,106	1,012	918	678	643	678	616
砺波市	457	474	470	436	393	280	267	307	267
小矢部市	398	379	238	213	199	162	140	143	163
南砺市	478	419	398	363	326	236	236	228	186

イ 死産の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	実数(人)								
全国	39,403	38,393	31,818	26,560	22,617	17,278	16,277	15,179	15,534
富山県	256	288	233	188	164	116	118	106	92
管内	32	31	17	21	24	12	13	4	4
砺波市	12	12	5	11	7	7	5	3	3
小矢部市	5	8	2	5	11	-	5	-	1
南砺市	15	11	10	5	6	5	3	1	-

ウ 新生児死亡の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	実数(人)								
全国	2,615	2,106	1,510	1,167	902	704	658	609	600
富山県	33	25	14	11	8	5	7	6	7
管内	2	3	-	2	2	-	1	1	-
砺波市	1	1	-	1	1	-	-	1	-
小矢部市	-	1	-	-	-	-	-	-	-
南砺市	1	1	-	1	1	-	1	-	-

エ 乳児死亡の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	実数(人)								
全国	5,054	3,830	2,958	2,450	1,916	1,512	1,399	1,356	1,326
富山県	52	42	29	25	11	11	13	9	13
管内	5	6	-	5	2	1	1	1	-
砺波市	2	4	-	2	1	-	-	1	-
小矢部市	-	1	-	-	-	-	-	-	-
南砺市	3	1	-	3	1	1	1	-	-

資料 県厚生部医務課発行 人口動態統計（確定数） 人口動態総覧

厚生労働省大臣官房統計情報部発行 人口動態統計（確定数）の概況

※ 平成7年、平成12年には合併前も含む。

才 死亡数の推移

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)	実数(人)
富山県	9,552	9,734	10,861	11,875	12,731	12,981	13,650	15,052	15,095
管内	1,495	1,481	1,498	1,542	1,688	1,683	1,757	2,054	1,976
砺波市	398	406	454	467	563	516	599	677	650
小矢部市	435	448	375	377	404	407	420	470	482
南砺市	662	627	669	698	721	760	738	907	844

資料 県厚生部医務課発行 人口動態統計（確定数） 人口動態総覧

※ 平成7年、平成12年には合併前も含む。

力 死因順位

(令和5年)

	第1位			第2位			第3位			第4位			第5位			第6位			第7位		
	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率	死因	死亡数	死亡率
全国	悪性新生物	382,504	315.6	心疾患	231,148	190.7	老衰	189,919	156.7	脳血管疾患	104,533	86.3	肺炎	75,753	62.5	誤嚥性肺炎	60,190	49.7	不慮の事故	44,440	36.7
富山県	悪性新生物	3,582	362.9	老衰	2,217	224.6	心疾患	1,908	193.3	脳血管疾患	1,013	102.6	肺炎	693	70.2	不慮の事故	562	56.9	誤嚥性肺炎	511	51.8
管内計	悪性新生物	466	396.5	老衰	276	234.8	心疾患	269	228.9	脳血管疾患	129	109.8	不慮の事故	94	80.0	肺炎	90	76.6	誤嚥性肺炎	60	51.0
砺波市	悪性新生物	157	341.0	老衰	107	232.4	心疾患	88	191.2	肺炎	39	84.7	脳血管疾患	35	76.0	不慮の事故	29	63.0	新型コロナウイルス感染症	21	45.6
小矢部市	悪性新生物	108	399.2	老衰	70	258.7	心疾患	67	247.6	脳血管疾患	27	99.8	肺炎	21	77.6	誤嚥性肺炎	21	77.6	不慮の事故	21	77.6
南砺市	悪性新生物	201	452.2	心疾患	114	256.5	老衰	99	222.7	脳血管疾患	67	150.7	不慮の事故	44	99.0	肺炎	30	67.5	血管性及び詳細不明の認知症	28	63.0

(注) 率は、人口10万対。確定不能の死因を除いた数

資料 県厚生部医務課発行 人口動態統計（確定数）
厚生労働省大臣官房統計情報部発行 人口動態統計（確定数）の概況

キ 主要死因別死亡数・死亡率

(ア) 市町村別主要死因別死亡数・死亡率 (人口10万対)

(令和5年)

区分		全国	富山県	管内	砺波市	小矢部市	南砺市
総 数	死亡数	1,576,016	15,095	1,976	650	482	844
	率	1,300.4	1,529.4	1,681.2	1,412.0	1,781.4	1,899.0
悪性新生物	死亡数	382,504	3,582	466	157	108	201
	率	315.6	362.9	396.5	341.0	399.2	452.2
心 疾 患	死亡数	231,148	1,908	269	88	67	114
	率	190.7	193.3	228.9	191.2	247.6	256.5
老 衰	死亡数	189,919	2,217	276	107	70	99
	率	156.7	224.6	234.8	232.4	258.7	222.7
脳血管疾患	死亡数	104,533	1,013	129	35	27	67
	率	86.3	102.6	109.8	76.0	99.8	150.7
肺炎	死亡数	75,753	693	90	39	21	30
	率	62.5	70.2	76.6	84.7	77.6	67.5
誤嚥性肺炎	死亡数	60,190	511	60	19	21	20
	率	49.7	51.8	51.0	41.3	77.6	45.0
不慮の事故	死亡数	44,440	562	94	29	21	44
	率	36.7	56.9	80.0	63.0	77.6	99.0
腎不全	死亡数	30,208	247	34	12	9	13
	率	24.9	25.0	28.9	26.1	33.3	29.2
血管性等の認知症	死亡数	23,825	278	52	8	16	28
	率	19.7	27.6	43.2	17.0	54.4	61.7
自 殺	死亡数	21,037	156	13	7	2	4
	率	17.4	15.8	11.1	15.2	7.4	9.0

資料 県厚生部医務課発行 人口動態統計（確定数）

厚生労働省大臣官房統計情報部発行 人口動態統計（確定数）の概況

ク 性・部位別悪性新生物死亡者数・死亡率

(ア) 男

(令和5年)

区分		計	食道	胃	結腸	直腸S状結腸移行部	肝及び肝内胆管	すい臓がん	気及び肺気管支ん	乳がん	子宮がん	白血病	その他
全 国	死亡数	221,360	8,647	25,325	18,146	9,790	15,226	19,859	52,908	134	•	6,095	65,230
	率	375.8	14.7	43.0	30.8	16.6	25.8	33.7	89.8	0.2	•	10.3	110.9
富山県	死亡数	2,032	64	282	163	92	133	185	461	-	•	50	602
	率	423.3	13.3	58.8	34.0	19.2	27.7	38.5	96.0	-	•	10.4	125.4
管 内	死亡数	263	11	38	21	9	18	24	60	-	•	5	77
	率	461.9	19.3	66.7	36.9	15.8	31.6	42.1	105.4	-	•	8.8	135.3
砺波市	死亡数	89	4	9	3	2	7	11	20	-	•	-	33
	率	396.4	17.8	40.1	13.4	8.9	31.2	49.0	89.1	-	•	-	146.9
小矢部市	死亡数	57	3	7	3	3	1	5	13	-	•	1	21
	率	434.4	22.9	76.2	22.9	22.9	7.6	38.1	99.1	-	•	7.6	137.1
南砺市	死亡数	117	4	19	15	4	10	8	27	-	•	4	26
	率	547.5	18.7	88.9	70.2	18.7	48.8	37.4	126.4	-	•	16.7	121.7

(イ) 女

(令和5年)

区分		計	食道	胃	結腸	直腸S状結腸移行部	肝及び肝内胆管	すい臓がん	気及び肺気管支ん	乳がん	子宮がん	白血病	その他
全 国	死亡数	161,144	2,103	13,446	19,248	5,947	7,682	20,316	22,854	15,629	7,137	3,774	43,008
	率	258.7	3.4	21.6	30.9	9.5	12.3	32.6	36.7	25.1	11.5	6.1	69.0
富山県	死亡数	1,550	17	156	200	57	65	211	167	135	62	41	439
	率	305.7	3.4	30.8	39.4	11.2	12.8	41.6	32.9	26.6	12.2	8.1	86.7
管 内	死亡数	203	1	19	31	7	5	25	17	16	11	7	64
	率	355.0	1.7	31.4	51.2	11.6	8.3	41.3	28.1	26.4	18.2	11.6	125.2
砺波市	死亡数	68	1	7	9	-	1	11	6	5	3	5	20
	率	288.4	4.2	29.7	38.2	-	4.2	44.6	25.4	21.2	12.7	21.2	87.0
小矢部市	死亡数	51	-	4	7	1	1	5	6	6	3	2	16
	率	366.0	-	28.7	50.2	7.2	7.2	35.9	43.1	43.1	21.5	14.4	114.7
南砺市	死亡数	84	-	8	15	6	3	9	5	5	5	-	28
	率	364.0	-	34.7	65.0	26.0	13.0	39.0	21.7	21.7	21.7	-	121.2

(注1) 死亡率は人口10万対。

(注2) 子宮がんの死亡率は女子人口10万対。

資料 県厚生部医務課発行 人口動態統計(確定数)

厚生労働省大臣官房統計情報部発行 人口動態統計(確定数) の概況

2 医 療

(1) 医 療 施 設

ア 医療施設数

(令和7年3月31日)

市町村別	病院	一般診療所	歯科診療所	施術所	歯科技工所
砺波市	6	35	16	49	6
小矢部市	6	18	10	24	4
南砺市	4	29	17	51	5
計	16	82	43	124	15

イ 病床数

(令和7年3月31日)

区分	病院(病床種類別)						一般診療所
	総数	精神	感染症	結核	療養	一般	
砺波市	694	97	4	5	245	343	12
小矢部市	534	249	—	—	145	140	—
南砺市	651	172	—	—	100	379	19
計	1,879	518	4	5	490	862	31

ウ 病床種類別の病床利用率・平均在院日数

(令和4年)

区分		総数	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床
管内	病床利用率	78.4	86.6	347.1	1.5	83.7	69.9
	平均在院日数	42.3	348.6	9.3	9.3	271.1	19.4
富山県	病床利用率	78.4	88.7	319.5	6.0	90.5	68.8
	平均在院日数	29.7	360.2	8.4	24.1	197.2	15.4

資料 県厚生部発行 保健統計年報

(2) 医療施設等の許可申請及び届出

(令和7年3月31日)

区分	病院	診療所	歯科診療所	その他 (助産所、施術所)	計
開設許可	—	2	—	—	2
開設許可事項変更許可	15	1	—	—	16
使用許可	2	—	—	—	2
変更使用許可	—	—	—	—	—
開設届	—	2	—	3	5
廃止届	—	2	1	1	4
変更届	—	—	—	—	—
休止届	—	2	—	—	2
再開届	—	—	—	—	—
管理者兼任選任許可	—	5	—	—	5
その他届出	23	34	6	1	64
計	40	48	7	5	100

(3) 立入検査

病院・診療所が医療法その他関係法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することを目的として実施しているものであり、病院については毎年、有床診療所については概ね3年に1度行っている。

また、令和元年度より無床診療所の立入検査を原則5年周期で開始した。

区分	病院			診療所・助産所		
	砺波市	小矢部市	南砺市	砺波市	小矢部市	南砺市
令和4年度	5	4	2	4	2	4
令和5年度	6	6	4	18	8	13
令和6年度	6	6	4	15	4	5

(4) 医療従事者

(令和4年12月31日)

区分	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
管内計	294	68	260	108	42	1,552	342

資料 医務課 (注) 隔年調査

(5) 医療従事者免許申請等の受付

(令和7年3月31日)

区分	本所	支所	計
厚生労働大臣免許	医師・歯科医師	7	- 7
	看護師・保健師・助産師	93	8 101
	薬剤師	5	- 5
	理学療養士	9	1 10
	放射線技師	6	1 7
	検査技師	3	1 4
	産業療法士	17	5 22
知事免許	視能訓練士・歯科技工士	1	- 1
	看護師	6	- 6
	栄養士	16	3 19
受胎調節実地指導員	実地指導員	-	-
	計	163	19 182

(6) 医療安全相談センターの相談・苦情受付

「医療安全相談センター」は、平成15年4月に厚生センターに設置され、医療に関する苦情・心配や相談への対応、医療安全に関する助言、情報提供等を行っている。

(令和7年3月31日)

内容	件数	分類	件数
苦情	9	医療行為・医療内容	5
相談	2	コミュニケーションに関すること	2
計	11	医療機関等の施設	1
		医療情報の取扱	-
		医療機関等の紹介、案内	-
		医療費（診療報酬等）	-
		医療知識等を問うもの	-
		その他（上記いずれにも分類できないもの）	3
		計	11

II 事業概要

第1 企画管理

1 厚生センター運営協議会

砺波厚生センター運営協議会は、管内の地域保健・福祉及び厚生センターの運営に関する事項について審議するため、管内市町村、関係行政機関、保健、医療、福祉など各界の代表 25 名の委員で構成されている。

なお、令和 6 年度における開催状況は次のとおりである。

(令和 6 年度)

開催日	令和 6 年 10 月 4 日
場所	ア・ミューホール
人 数	委員 25 名中 21 名出席（うち 2 名代理出席）
議事内容	(1) 厚生センター事業の概要について (2) 「砺波厚生センターにおけるひきこもり支援について」

2 砧波地域医療推進対策事業

砺波医療圏における地域医療計画の策定及び計画の推進、保健・医療・福祉の有機的連携の確保充実を図るための方策等について検討を行うため、「砺波地域医療推進対策協議会」を設置している。委員は、保健・医療・福祉関係者、関係行政機関職員、地域住民代表など 23 名の委員で構成されている。

平成 24 年度からは各疾病・事業ごとの部会を設置している。

また、平成 27 年度からは、医療計画において定める砺波医療圏における令和 7 年度の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議するため、「砺波地域医療構想調整会議」を設置している。委員は、保健・医療・福祉関係者、関係医療保険者、関係行政機関職員、地域住民代表など 26 名の委員で構成されている。

さらに、災害時における医療については、平時から災害を念頭においた関係機関・団体との連携体制の構築が重要となることから、災害時の医療連携体制について協議・検討するため「砺波地域災害医療連携会議」を開催した。

令和 5 年度において第 8 次医療計画を策定するため、地域医療推進対策協議会と地域医療構想調整会議の合同会議、各疾病・事業ごとの各部会を開催し検討を行い、令和 6 年度は、各医療圏の区域対応方針の策定を行った。

(1) 研波地域医療推進対策協議会及び部会の開催

ア 研波地域医療推進対策協議会（委員 23 名）

研波地域医療構想調整会議と合同開催

（令和 6 年度）

開 催 日	出席委員数	議 事 内 容
令和 6 年 10 月 15 日	20 名	1 地域医療構想、推進区域、区域対応方針の策定について 2 次回の地域医療構想の策定について 3 研波地域医療構想の必要病床数と病床機能について 4 地域医療提供体制データ分析事業について
令和 7 年 1 月～3 月 (書面開催)	26 名	1 研波構想区域 区域対応方針の策定について 2 市立研波総合病院 病棟再編について

イ 研波地域医療推進対策協議会部会
がん・在宅医療部会、心血管疾患部会

（令和 6 年度）

開 催 日	参加者	内 容
開催なし	—	—

※糖尿病、脳卒中、精神疾患、小児・周産期については、既存の会議を活用している。

(2) 研波地域医療構想調整会議（委員 26 名）

研波地域医療推進対策協議会、協議の場と合同開催

（令和 6 年度）

開 催 日	出席委員数	内 容
令和 6 年 10 月 15 日	20 名	1 地域医療構想、推進区域、区域対応方針の策定について 2 次回の地域医療構想の策定について 3 研波地域医療構想の必要病床数と病床機能について 4 地域医療提供体制データ分析事業について
令和 7 年 1 月～3 月 (書面開催)	26 名	1 研波構想区域 区域対応方針の策定について 2 市立研波総合病院 病棟再編について

(3) 周産期地域連携ネットワーク

安全・安心な妊娠・出産ができる体制づくりの検討や妊娠期から子育て期への切れ目がない相談体制の充実を図るため、管内の産科医療機関、小児科医療機関及び保健機関がスムーズな連携をとれる関係を目指している。また、健診のみを取り扱う医療機関と分娩を取り扱う医療機関の連携を地域住民へ周知している。

ア 管内産科・小児科連絡会

（令和 6 年度）

開 催 日	参加者	内 容
開催なし	—	—

イ 管内母子保健関係者連絡会

(令和 6 年度)

開 催 日	参加者	内 容
令和 6 年 12 月 5 日	産科医療機関、助産院、 3 市母子保健担当課、 児童相談所等 26 名	(1)妊娠期から出産、子育て期にわたる 切れ目ない支援について (2)情報提供

(4) 在宅医療体制推進への支援

在宅医療体制を推進するため、市、医師会、事業担当医療機関等との連絡・調整を実施している。また、多職種の連携強化を図るため、事例検討を主とした研修会を開催している。

小矢部支所では、平成 22 年度から小矢部市内の在宅医療体制の推進を図るために、小矢部市医師会を支援しながら、かかりつけ医のグループ化や 24 時間対応の訪問看護ステーションへの移行等、多職種の連携強化を図っている。

(令和 6 年度)

区分	実施内容	回数	参加者
本 所	関係者連絡会 ・医療介護連携調整会議ワーキング ・関係機関への事前ヒアリング	5 回	38 名（延）
	在宅医療連携にかかる支援 ・在宅医療研修打合せ ・在宅医療支援センター支援事業に係る支援	6 回	61 名（延）
	在宅医療・保健・福祉地域連携支援研修会 テーマ①情報提供 「市立砺波総合病院がん相談支援センターと緩和ケア病棟の紹介」 ②講義 「在宅療養をすすめるために関係機関・職種に期待すること～主にがん患者への関わりから～」 ③意見交換 「講義への感想や質問について」	1 回	医師、保健師、看護師、薬剤師、介護支援専門員、社会福祉士等 44 名
支 所	在宅医療連携にかかる支援 ・小矢部市在宅医療推進検討会 ・小矢部市在宅医療推進連絡会	2 回	23 名
	多職種合同研修会 テーマ①障害福祉サービスから介護保険への移行 ②障害者施設入所中の方の退院支援 ③糖尿病の治療と多職種連携 事例検討 講義	3 回	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、介護支援専門員、相談支援専門員、介護職等 180 名

3 献血の推進

(1) 砧波厚生センター献血推進協議会

砺波厚生センター献血推進協議会は、献血思想の普及と献血事業の適正な運営を図るために、設置している。

(令和 6 年度)

開催日	令和 6 年 10 月 4 日
場所	ア・ミューホール
人數	委員 25 名中 21 名出席（うち 2 名代理出席）
議事内容	ア 献血事業について イ 質疑応答

(2) はたちの献血キャンペーン

献血者が不足しがちな冬期においても安全な血液製剤を安定的に確保するため、献血の普及啓発を実施した。

(令和 6 年度)

実施期間	令和 7 年 1 月～2 月
内容	・PR 用ポケットティッシュ配布

4 保健統計調査

保健、医療、福祉等の諸分野における国民のニーズと各種サービスの現状を的確に把握し、厚生行政の進むべき方向を明らかにするための情報を提供することを目的とした、各種保健統計調査を実施している。

種類		統計調査名
定例調査	毎年報告	地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例、国民生活基礎調査（1 地区）、医療機能情報報告
	毎月報告	人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告（患者票）
サイクル調査		医師・歯科医師・薬剤師調査

主な保健統計調査の概要

名 称	調 査 の 概 要	結果の公表	周期	令 4	令 5	令 6
人口動態調査	1年間に発生した人口動態事象（出生・婚姻・離婚・死亡・死産の5事象）について調査 ・対象：届出義務者、届出人	国「月報（概数）」「年報（確定数）」 県「保健統計年報」	毎月	○	○	○
地域保健・健康増進事業報告	健康診断、母子・歯科・精神・健康増進、環境衛生、各種相談等実施状況について調査 ・対象：該当者全数	国「地域保健・健康増進事業報告」 県「保健統計年報」	毎年	○	○	○
病院報告(患者票)	病院における患者の利用状況及び従事者の状況を把握する ・対象：病院、療養病床を有する診療所	国「医療施設動態調査・病院報告の概況」 県「保健統計年報」	毎月	○	○	○
医療施設動態調査	医療施設の分布及び整備の実態を調査 ・対象：病院、診療所全数	国「医療施設動態調査・病院報告の概況」 県「保健統計年報」	毎月	○	○	○
国民生活基礎調査 (3年毎大規模調査)	保健、医療、福祉、年金、所得等の基礎的事項の調査 ・対象：層化抽出された調査区の全世帯、世帯員	国「国民生活基礎調査」	毎年	●	○	○
医師・歯科医師・薬剤師調査	年齢、免許取得、業務の種別、従事場所等の調査 ・対象：我が国に住所がある医師・歯科医師・薬剤師	国「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」 県「保健統計年報」	2年	○		○
医療施設静態調査	診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、社会保険診療の状況等の調査 ・対象：調査時点で開設している医療機関	国「医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概況」 県「保健統計年報」	3年		○	
受療行動調査	受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査 ・対象：層化無作為抽出した一般病院を利用する患者	国「受療行動調査の概要」 県「保健統計年報」	3年		○	
患者調査	病院及び診療所を利用する患者の傷病状況等の実態を調査 ・対象：層化無作為により抽出した医療施設における患者	国「患者調査の概況」 県「保健統計年報」	3年		○	
医療機能情報報告	病院、診療所、歯科診療所、薬局、助産所の医療機能をインターネット上の「とやま医療情報ガイド」により公表するための報告	県「とやま医療情報ガイド」	毎年	○	○	○

(注) ●は大規模調査 ○は調査実施 ※は中止

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（政府統計ポータルサイト）で公表結果を検索できる。

5 情報関連業務

厚生センターでは、ホームページを開設し、広く住民に保健事業の案内や各種健康情報の提供を行い、県民の健康保持増進に寄与するよう努めている。

6 企画調整業務

(1) 市町村保健活動支援

厚生センターは、地域保健法に基づき、市町村が地域の特徴・特性に応じた適切な保健施策を計画的に実施することができるよう、市町村を支援するとともに市町村間の連携調整を推進している。

ア 支援会議の開催

市町村へ出向き支援要望を把握する他、会議を開催して市町村保健福祉関係者等と地域の実態について情報交換等を実施し、健康課題や住民ニーズの検討等を行っている。

(令和6年度)

内 容	回数	参加者	参加人数 (延)
管内保健・福祉保健師リーダー等連絡会	4	管内統括保健師等	81

イ 地域保健・福祉関係職員キャリアアップ研修

市町村及び厚生センターの関係職員を対象に地域保健関係職員として必要な能力が修得できるよう、研修会を開催している。

(令和6年度)

対象者	開催日	内 容	参加人数 (延)
新任期 保健師・ 栄養士	令和6年 7月 22日	・講義「個別事例支援の意義と支援に活かすアセスメント」 ・グループ演習 ・まとめ	21
新任期 栄養士	令和6年 8月 26日	・事例検討「個別事例（家庭訪問事例等）支援を実施して ～アセスメント、記録を振り返る～」 ・情報提供「地域における行政栄養士の役割」 ・演習「我が市の地域特性と健康課題をアセスメントして みよう」 ・まとめ	7

ウ 市町村健康づくり推進体制支援事業

市町村の健康づくり計画の策定と推進の支援を行うとともに、圏域における地域の効果的な健康づくり推進体制を検討している。

(令和6年度)

内 容	回数	参加者	参加人数 (延)
市町村ヘルスプラン策定推進連絡会 (他連絡会と同時開催) ・ 管内の健康づくりの推進について	4	管内市町村健康づくり 担当係長等	81

エ 市町村支援

市町村の求めに応じ、保健事業が効果的に実施できるよう厚生センターとして必要な技術的支援を行うよう努めている。

(令和6年度)

支 援 内 容	回数	参加人数 (延)
健康づくり推進協議会等への出席（砺波市、小矢部市、南砺市） 保健事業推進に関する支援	61	375
その他 ケア会議（精神、母子、糖尿病） 同行訪問（精神、母子） 連絡会（思春期保健関係者、精神医療保健福祉機関長等、 糖尿病対策推進強化事業 等）	19	279

(2) 健康増進事業サービス評価支援事業

健康増進法に基づき市町村が行う健康増進事業の適正かつ効果的な推進と市町村の自己評価について、広域的、総合的に評価及び支援することを目的に実施している。

ア 保健サービス評価支援

(令和6年度)

開 催 日	参加人数	内 容
令和7年2月19日	20	肝炎ウイルス検診後フォローアップ会議

イ 管内評価

(令和6年度)

実 施 日	内 容
令和6年5月	地域保健・健康増進事業報告

(3) 特定健康診査・高齢者保健事業等支援事業

医療費適正化の対策として高齢者医療確保法に位置づけられた特定健康診査・特定保健指導等保健事業の円滑な実施や、高齢者の特性を踏まえた保健事業の取組等の推進を図るため、連絡会や研修会等を開催している。

(令和 6 年度)

開 催 日	参加人数	内 容
令和 6 年 8 月 5 日	24	連絡会 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について ・情報交換

(4) 母子保健情報の整備

的確な地域母子保健体制の確立及び推進を図り、地域の母子保健の向上に資することを目的に、母子保健に関する情報を、収集・解析・還元している。

(5) 保健・医療・福祉サービス調整推進事業

地域住民のニーズに応じた適切なサービスを提供するため、保健・医療・福祉等関係者の連携を図ることにより、地域における総合的・連続的サービスの提供体制づくりを推進している。

ア 事例検討

(令和 6 年度)

回数	機関・職種	参加人数 (延)	内 容
4	医師、保健師、訪問看護師 ケアマネジャー等	61	精神保健、難病、母子など

イ 関係者打ち合わせ

(令和 6 年度)

回数	機関・職種	参加人数 (延)	内 容
11	管内保健師・ 地域連携室看護師 等	105	在宅ケア、サービス体制の検討など

(6) 地域健康づくり活動推進事業

管内の 3 市においては、地域の健康づくりを推進するために、各種の健康づくりボランティアを養成するとともに、市健康づくりボランティア連絡協議会等を組織し、相互交流・連携を図り、自主的、積極的に健康づくり事業を実施している。

厚生センターは、各市の健康づくり担当者及び健康づくりボランティアの資質の向上を図り、活動を強化するため、連絡会や研修会等を開催し、活動の支援を行っている。

ア ヘルスボランティア活動支援

(ア) ヘルスボランティア担当者連絡会

(令和 6 年度)

開催日	対象者	参加人数	内 容
令和 6 年 6 月 24 日	管内市健康づくり 担当職員、各市ヘルス ボランティア協議会 (連絡会) 会長	11	ヘルスボランティア担当者連絡会 ・活動状況及び課題について ・管内ヘルスボランティア研修会について

(イ) ヘルスボランティア研修会

(令和 6 年度)

開催日	対象者	参加人数	内 容
開催なし	—	—	隔年開催予定（次回：令和 7 年度）

イ 母子保健推進員活動支援

(ア) 母子保健推進員担当者連絡会

(令和 6 年度)

開催日	対象者	参加人数	内 容
令和 6 年 6 月 10 日	管内市母子保健推進員担当職員、各市母子保健推進員連絡協議会会长	14	管内母子保健推進員担当者連絡会 ・母子保健推進員の活動状況・課題について ・管内母子保健推進員研修会について

(イ) 母子保健推進員研修会

(令和 6 年度)

開催日	対象者	参加人数	内 容
令和 6 年 9 月 13 日	管内母子保健推進員、市・厚生センター担当者	41	管内母子保健推進員研修会 ・活動紹介 ・情報提供「富山県におけるがんの現状と取組み」 ・講義「親子のコミュニケーションを深めるかかわり方について」 ・意見交換会

ウ 食生活改善推進員活動支援

(ア) 食生活改善推進協議会担当者連絡会

(令和 6 年度)

開催日	対象者	参加人数	内 容
令和 6 年 6 月 24 日	管内市食生活改善推進連絡協議会会长及び各市担当職員	9	意見交換 ・活動状況及び課題について ・富山県食生活改善推進連絡協議会事業について

(イ) 食生活改善推進員地区組織の育成・強化への支援

(令和 6 年度)

開催日	場所	対象者	内 容
令和 6 年 9 月 25 日	南砺市役所別館 3F 大ホール	管内食生活改善推進員、市・厚生センター担当者	食生活改善推進講習会 ・講演「よく噛み、よく食べ、楽しく生きよう」 ・グループワーク
令和 7 年 1 月 29 日	富山県教育文化会館	管内食生活改善推進員、市・厚生センター担当者	健康づくり食生活指導者講習会 ・研修会参加報告 ・グループワーク（食生活改善推進員、行政担当）

(ウ) 健康づくり栄養教室等支援状況

厚生センターでは、必要に応じ市町村健康づくり栄養教室等の講座への技術支援等を行っている。

(令和6年度)

支援内容	市町村名	支援回数	参加人数	内 容
栄養教室【養成】	小矢部市	4	63	講義「富山県の健康づくり事業について」「食品の衛生管理」、「バランスの取れた食事」、「地区活動について」
研修会【育成】	小矢部市	1	48	講義「富山県民の健康栄養の現状について、食品の衛生管理」等
総会【育成】	小矢部市	1	83	あいさつ、記念講演「歯科口腔保健の重要性について」

(7) 地域・職域連携推進事業

地域と職域が連携して生涯を通じた健康づくりを支援するため、平成18年度に地域・職域連携推進協議会を設置した。各機関の役割や健康課題を共通理解しながら対策を協議し、課題の解決に向けた対策を実施している。

ア 地域・職域連携推進協議会

(令和6年度)

開催日	出席機関	出席人数	内 容
令和7年 3月7日	商工会議所、商工会、各医師会、砺波労働基準監督署、砺波労働基準協会、砺波地域産業保健センター、管内健康保険組合、管内市保健事業主管課・国保事業主管課、厚生センター	27	<ul style="list-style-type: none"> ・報告「砺波圏域の現状と課題、取り組み状況」 ・協議「職場の健康づくり推進に向けた実態調査の結果と今後の取組み」

イ ワーキング等

(令和6年度)

対 象	事業所数	内 容
管内事業所安全衛生推進者等	19か所	ヒアリング、情報提供等

ウ 普及啓発

(令和6年度)

開 催 日	対象者及び参加人数	内 容
令和6年6月6日	安全管理者等 210名	令和6年度全国安全週間説明会 ・リーフレット等の配布
令和6年9月5日	労働安全委員等 167名	令和6年度全国労働衛生週間説明会 ・健康教育「働き盛り世代の健康づくり」 ・リーフレット等の配布
令和6年6月17日	事業所従業員等 65名	健康教育「熱中症対策について」
令和6年9月7日	来場者 208名	砺波市産業フェア「パワー博」 (砺波市との共同出展) ・となべジプロジェクトのPR ・食事に関するタペストリー展示 ・リーフレット等の配布

(8) 看護職員資質向上実務研修

小規模施設における看護職員の専門性の向上及び医療安全等の今日的課題に対応ができるよう、各施設の看護管理者等を対象に連絡会や研修を実施し、看護管理者に必要な知識・技術・能力等の習得を目指している。また、実務経験おおむね5年以上の看護職員を対象に研修会を実施し、看護職員の資質向上を図っている。

(令和6年度)

テーマ	開催日	参加人数	対象施設	内 容
感染防止対策	令和6年 12月19日	55	民間病院、診療所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の看護・介護職員	情報提供「医療安全と立入検査」 講義「医療安全管理体制の整備～感染防止対策の実践～」 演習「感染防止対策におけるKYT（危険予知トレーニング）～おむつ交換の実践を通じて～」

7 栄養改善

厚生センターでは、難病患者、精神障害者等に対して、専門的・広域的な栄養指導を行うとともに、特定給食施設等に対して栄養管理に対する調査や指導、食品の栄養表示等を推進している。

また、健康づくり及び栄養・食生活の改善の取組の拠点として、地域での栄養改善活動が円滑に推進されるように市町村及び管内に勤務している栄養士、在宅栄養士等に対する研修会や連絡会を開催している。一方、より一層の効果的な実施を図るため、食生活改善推進員の養成を目的とした栄養教室への協力や、育成を目的とした研修会等活動を支援することにより、地域住民に密着した「食」のボランティア活動が展開されるように努めている。

企画調整班と地域保健班における栄養改善業務体制

企画調整班	市町村栄養業務支援、食育推進事業、国(県)民健康栄養調査、食生活改善推進員活動支援 等
地域保健班	特定給食施設等指導、食の健康づくり推進事業、栄養改善指導 等

(1) 栄養指導状況

住民の健康保持増進のために各種健診や事業を通じて栄養改善指導を推進している。

(令和6年度)

区分		妊産婦	乳幼児	20歳未満	20歳以上	精神	難病	計
個別	人数	-	-	17	157	-	1	175
集団	回数	-	-	-	1	-	1	2
	人数	-	-	-	26	-	7	33

(2) 栄養改善業務広域検討・連絡会議および管内栄養改善連絡会議

厚生センターと市町村の連携を強化し、地域における栄養改善活動を円滑に実施するためには、検討・連絡会を開催している。（一部、高岡厚生センターと合同で開催）

ア 栄養改善業務広域検討・連絡会議（高岡厚生センターと合同で開催）（令和6年度）

開 催 日	参加人数	内 容
令和7年2月19日	19	講義「地区診断に基づく保健活動・栄養改善活動の評価について」 意見交換「災害時における栄養・食支援への取り組み」

イ 管内栄養改善連絡会（令和6年度）

開 催 日	参加人数	内 容
令和6年6月20日	10	・令和6年度健康づくり等栄養関係事業について ・栄養改善業務事例紹介 ・情報交換

(3) 職域管理栄養士等研修会

地域や特定給食施設等様々な職域で栄養改善活動を展開している栄養士が、それぞれの分野で地域の特性を生かした栄養改善業務をより推進するために研修会を実施している。

（令和6年度）

開 催 日	参加人数	内 容
令和6年7月2日	40	・事例紹介「能登半島地震発生後の給食提供の対応から」 ・情報共有「給食施設におけるBCP（食事提供継続）の現状」 ・DVD 視聴「高齢者施設での災害時調理訓練の実際」 ・情報共有「砺波厚生センター管内食形態一覧表について」

(4) シニアの食生活支援推進事業（高齢者等の栄養・食支援ワーキング）

地域の課題やニーズを把握するとともに、関係者が連携して地域の実情に応じた 高齢者の栄養・食生活支援を推進する。

関係者連絡会の開催（高齢者等の栄養・食支援ワーキング）（令和6年度）

開催日	出席機関	出席人数	内 容
令和6年8月7日	各市病院・高齢者施設の管理栄養士代表	13	調査報告「食形態一覧表第4版の活用状況について」 意見交換「砺波厚生センター管内食形態一覧表の改定について」

(5) 食育推進体制強化事業

食に関わる関係者、機関、団体等が共通理解と連携のもとに、地域において個人を支援する食育推進体制の整備・強化充実を図り、食育を通した県民の健康づくりを推進する。

ア 食育指導関連教材の貸出（令和6年度）

教材名	回数(延)	貸出先
フードモデル、タペストリー 等	15	管内企業、保健センター、学校等

イ 食育活動推進研修会

(令和6年度)

開催日	対象者	参加人数	内 容
令和7年 3月6日	管内市保育所・学校・ ボランティア等の食 育事業担当者 等	31	<ul style="list-style-type: none"> ・講演 「子どもや若者世代への食育活動について」 ・実践活動紹介 となべジプロジェクトについて 農産物生産体験事業について 魅力ある特別献立の実施について

ウ 市等に対する支援

(令和6年度)

市町村名	内 容	
砺波市	砺波市食育推進会議	1回
小矢部市	小矢部市食育推進会議	1回
南砺市	南砺市食育会議	4回

(7) 国（県）民健康・栄養調査・歯科疾患実態調査

健康増進法に基づき、国（県）民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施している。なお、令和6年度は、国民健康・栄養調査の同一地区で歯科疾患実態調査を実施している。

(令和6年度)

区分	調査地区	食物摂取状況調査		身体状況調査	生活習慣調査
		世帯	人数		
国民	南砺市上川崎	33	104	62	92
県民	小矢部市下後亟	23	68	49	61

8 調査研究事業

健康は地域住民の生活環境や生活意識と深く関わっていることから、厚生センターでは社会や地域住民のニーズの変化、今後、取組むべき事業やその推進方策などに関する調査研究事業を実施している。

(令和6年度)

テーマ	事業所における青壮年期の食生活改善に向けた取り組み ～「社員食堂で野菜を食べようキャンペーン」～
目的	平成28年県健康栄養調査によると、20歳から40歳代の働き盛り世代において野菜摂取量が不足している。そこで、社員食堂を利用する働き盛り世代を対象に、野菜を多く含む料理の提供や野菜摂取の重要性を啓発し、野菜摂取に対する意識向上を図るとともに、事業所での健康づくり活動を支援し望ましい食習慣を推進する。
内容	<p>1 取組内容</p> <p>(1) 周知：管内の社員食堂をもつ事業所（23施設）に対して、キャンペーンの案内を送付した。</p> <p>(2) 実施：参加を希望した事業所へ、啓発資材を提供し①②を依頼した。</p> <p>①野菜摂取に関する啓発資材の掲示（必須）</p> <p>②野菜を多く含むメニューの提供（任意）</p> <p>(3) 評価：キャンペーン終了後、事業所担当者へは実施報告書の提出を求め、社員食堂利用者へはアンケートを実施した。</p> <p>2 結果</p> <p>(1) 実施状況：キャンペーンの事業所参加数…10/23 施設（43.5%） 事業所担当者からの実施報告数…6/10 施設（60.0%） 利用者アンケート回答数/配布数…683/1719枚（回答率39.7%）</p> <p>(2) 参加事業所担当者による実施報告書の結果：</p> <ul style="list-style-type: none">野菜を多く含むメニューの提供（任意）を実施した5事業所のうち、キャンペーン実施前と比べ、提供数が「増えた」と回答した事業所は2施設、「変わらない」と回答した事業所は3施設であった。 <p>(3) 食堂利用者へのアンケートの結果：</p> <ul style="list-style-type: none">キャンペーンの認知度は57.5%、野菜を多く含むメニューの利用率は34.4%であった。今後食堂で野菜を多く含むメニューが継続的に提供された場合、「積極的に利用したい」「やや利用したい」と回答した者の割合は63.3%であった。普段から野菜を「意識して食べている」と回答した人は71.2%であったが、実際の野菜摂取量において、国や県の目標量である「5皿以上（野菜350g以上）」と回答した者は5.0%だった。 <p>3 考察</p> <ul style="list-style-type: none">野菜を多く含むメニューの提供数が「増えた」と回答した事業所は、キャンペーンへの継続的な参加や社内メール等を活用したキャンペーンの積極的な普及啓発を行っており、この取組みが結果に結びついていると考えられた。食堂利用者の野菜摂取の意識は高い一方で、9割以上の利用者が野菜摂取不足であるという現状から、普及啓発の取り組みだけでは十分とは言えず、意識しなくとも自然と野菜の摂取量が増えるような仕組み（食環境整備）などが必要であると考えられる。

9 学生実習指導

看護学生・保健師学生・管理栄養士学生・医学生等の実習を受け入れ、地域の保健活動の中で厚生センターの果たしている役割、公衆衛生活動の実際について学ぶ機会を提供している。

(令和6年度)

区分	期間	実人数	
		本所	支所
富山大学医学部看護学科 地域看護学実習	事前 令和6年2月16日 令和6年4月16日～7月19日 (1クール4日間)	18	9
富山県立大学看護学部 地域看護学実習	令和6年6月3日～6月14日 (1クール4日間)	10	-
富山県立大学看護学専攻科 公衆衛生看護管理実習	事前 令和6年7月5日 令和6年9月24日、10月10日、 10月15日、10月16日、10月18日 10月21日～24日	4	-
金沢学院大学 栄養学科	令和6年8月1日 8月23日～30日	4	-

10 卒後医師臨床研修

平成16年度から、診療に従事しようとする医師は、医師免許を取得した後に2年間の臨床研修を受けることとされ、砺波厚生センターにおいても地域医療研修を実施している。

(令和6年度)

区分	期間	実人数	
		本所	支所
南砺市民病院	令和6年5月23日 (1日間)	1	-
	令和6年6月27日 (1日間)	1	-
	令和6年7月23日 (1日間)	2	-
	令和6年8月28日 (1日間)	1	-
	令和6年11月26日 (1日間)	1	-
	令和6年12月12日 (1日間)	2	-
	令和7年1月23日 (1日間)	1	-
	令和7年2月13日 (1日間)	1	-

11 AED 講習会

AED の普及を図り、救命率の向上に資するため、毎年講習会を実施している。
令和 6 年度は砺波厚生センター職員及び管内職員計 15 名が参加し、心肺蘇生法及び AED の実習を行った。

12 受動喫煙防止対策

多数の者が利用する施設での望まない受動喫煙を防止するために、平成 30 年 7 月 25 日に健康増進法の一部が改正され、令和 2 年 4 月 1 日から全面施行された。

砺波厚生センターでは、各種講習会や研修会などにおいてパンフレット等を配布し、受動喫煙防止対策の周知・啓発を行った。

また、一定の条件を満たす小規模飲食店では、令和 2 年 4 月 1 日以降も屋内の全部又は一部を飲食可の喫煙可能室とすることが例外的に認められていることから、厚生センターでは喫煙可能室設置施設届出を受け付けている。

喫煙可能室設置施設届出受付件数

区分	令和 5 年度	令和 6 年度
本所	—	—
支所	—	—

第2 保 健 予 防

1 感染症対策

(1) 感染症予防対策事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法、平成11年施行)」に基づき、平常時から感染症対策の体制整備に努めるとともに、感染症患者発生時は必要な防疫措置を講じ、感染症のまん延を防止している。感染症の届出基準は見直しが適宜行われ、平成30年1月から風しんについては診断後直ちに届出とされ、百日咳については定点報告から全数報告に変更された。

また、令和2年2月から新型コロナウイルス感染症が指定感染症（令和3年2月から「新型インフルエンザ等感染症」に変更）として全数報告の対象となっていたが、令和4年9月26日より、Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しが行われた。その後、令和5年5月8日より、5類感染症に移行された。

ア 感染症発生動向調査事業

感染症のまん延を防止することを目的に、感染症の発生情報の把握と、その結果の迅速な提供・公開を行っている。1類感染症7疾患、2類感染症7疾患、3類感染症5疾患、4類感染症44疾患、5類感染症（全数把握対象24疾患、定点把握対象24疾患）及び疑似症を対象とし、感染症サーベイランスシステム（NESID）により行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生情報については、令和2年5月「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」の運用が開始となり、情報共有・把握の迅速化を図っていた。その後、令和5年5月8日より、5類感染症となり定点報告となった。

（ア）全数把握対象感染症発生状況

感染症類型	感染症名	報告数(年次)	
		5年	6年
二類	結核	9	12
三類	細菌性赤痢	-	-
	腸管出血性大腸菌感染症	3	4
四類	E型肝炎	-	-
	レジオネラ症	1	5
五類(全数把握)	アメーバ赤痢	-	-
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	2	-
	急性弛緩性麻痺	-	-
	急性脳炎	1	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	1
	後天性免疫不全症候群(HIV感染症を含む)	-	2
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	3	1
	水痘(入院例)	1	-
	梅毒	3	9
	百日咳	-	1
	風しん	-	-
	麻しん	-	-

(1) 5類感染症（週報による定点把握対象）の発生状況

○患者定点数（週報）（医療機関の数）

（令和6年度）

患者 定 点		管 内	県 内
インフルエンザ/ COVID-19 定点	内 科 定 点	3	19
	小 児 科 定 点	4	29
眼 科 定 点		1	7
基 幹 定 点		1	5

○発 生 状 況（週報）（人数）

患者 定 点	感 染 症 の 名 称	5年（年次）		6年（年次）	
		管 内	県 内	管 内	県 内
インフルエンザ/ COVID-19 定点 (2疾患)	イ ン フ ル エ ン ザ	2,661	21,467	1,852	15,311
	C O V I D - 1	*1 1,816	*1 11,925	2,356	13,949
小児科定点 (10疾患) ※H30から10 疾患	R S ウ イ ル ス 感 染 症	261	1,727	72	1,371
	咽 頭 結 膜 熱	71	2,293	40	1,945
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	119	3,723	357	6,016
	感 染 性 胃 腸 炎	1,058	9,954	756	9,122
	水 痘	21	173	17	267
	手 足 口 病	208	1,357	680	9,470
	伝 染 性 紅 斑	-	10	4	73
	突 発 性 発 し ん	33	325	39	363
	ヘルパンギーナ	104	1,808	95	603
	流 行 性 耳 下 腺 炎	7	41	3	36
眼科 定 点 (2疾患)	急 性 出 血 性 結 膜 炎	-	-	3	4
	流 行 性 角 結 膜 炎	10	78	5	94
基幹定点 (5疾患) (入院サーべラ ンス)	細 菌 性 體 膜 炎	2	3	-	1
	無 菌 性 體 膜 炎	-	2	3	4
	マイコプラズマ肺炎	2	11	43	189
	クラミジア肺炎（オウム病を除く）	-	-	-	-
	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスによるものに限る）	5	5	-	3
	インフルエンザ入院患者	9	149	*3 10	*3 77
	CO VID - 19 入院患者	*2 58	*2 301	270	1,569

*1 令和5年5月8日～12月31日の集計、*2 令和5年9月25日～12月31日の集計

*3 令和6年第36週（9月2日）～の集計

(ウ) 5類感染症（月報による定点把握対象）の発生状況

○患者定点数（月報）（医療機関の数）

（令和6年度）

患者者 定 点	管 内	県 内
性 感 染 症 定 点	1	10
基 幹 定 点	1	5

○発生状況（月報）（人数）

患者定点	感 染 症 の 名 称	5年（年次）		6年（年次）	
		管 内	県 内	管 内	県 内
性感染症定点 (4疾患)	性器クラミジア感染症	-	145	-	128
	性器ヘルペス感染症	5	83	1	83
	尖圭コンジローマ	9	27	5	35
	淋菌感染症	-	31	-	23
基幹定点 (3疾患)	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	8	207	16	157
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	-	25	-	23
	薬剤耐性緑膿菌感染症	-	-	-	-

(エ) 病原体定点の検査状況

（令和6年度）

病 原 体 定 点	定 点 数	検 查 件 数	対 象 疾 患
小児科病原体定点	1	-	-
基幹病原体定点	1	-	-
インフルエンザ病原体定点	2	6	-

イ 感染症流行予測調査事業

集団免疫の状況や病原体の検索等の調査を通して、予防接種の効果的な運用及び疾病の流行を予測するために実施している。

（令和6年度）

調査内容	対象疾患名 (検体)	検体採取場所	実施期間	実施者数			結果（抗体価の測定は抗体を有した人数、病原体の分離はウイルスが分離された人数）				
				計	年齢区分	人数					
抗体価の測定	新型コロナウイルス (血液)	医療機関 (20~24歳について厚生センター)	7月 ～ 9月	21	0~14歳 20~24歳	16	16				
					60歳以上	5	5				
	日本脳炎 (血液)	医療機関 (20~24歳について厚生センター)	7月 ～ 9月	21	0~14歳 20~24歳	16	12				
					60歳以上	5	1				
	ポリオ (血液)	医療機関 (20~24歳について厚生センター)	7月 ～ 9月	21	0~14歳 20~24歳	16	1型	2型	3型		
					60歳以上	5	16	16	14		
ウイルスの分離	インフルエンザ (咽頭ぬぐい液)	医療機関	R6 4月 ～ R7 3月	6	A H1pdmo 9型	A 香港型	B型 山形系統	B型 ビクトリア系統	検出なし	1	-

感染症法改正により、インフルエンザ感染源調査はH28.6.1から感染症発生動向調査として実施。

ウ 感染症(結核を除く)発生に伴う防疫措置

(令和6年度)

感染症の名称	患者数 (疑似症含む)	就業制限 通知件数	応急入院 勧告件数	入院勧告 件 数	解除結果 通知件数	健康診断 勧告件数	消毒命令 件 数
腸管出血性大腸菌 感染症	4	2	-	-	-	25	4

エ 予防接種事業

厚生センターは、市が実施する定期予防接種の指示をする他、必要時相談対応を行っている。

オ 地域医療における感染防止対策連携会議への参加

管内公的病院の院内感染対策関係者間の院内感染防止対策の情報共有を目的に、平成24年5月から年4回の連携会議が行われており、厚生センターも参加し情報提供を行っている。

(令和6年度)

開催日	参加者数	内 容
令和6年5月30日	50	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症令和6年4月以降の対応について ・エムポックス診療の手引きについて ・SFTS患者から医療従事者への感染事例について ・先天性梅毒対策の啓発について
令和6年8月28日	56	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症ゲノム解析検査状況について ・手足口病・水痘に関する注意喚起について ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定の閣議決定及びHP掲載について ・妊婦における劇症型溶血性レンサ球菌感染症について
令和6年11月28日	50	<ul style="list-style-type: none"> ・マイコプラズマ肺炎に関する注意喚起について ・マールブルグ病に係る注意喚起について ・2025大阪・関西万博開催に伴う感染症サーベイランスの取組強化について
令和7年2月26日	48	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ流行拡大に関する注意喚起 ・急性呼吸器感染症（ARI）に関するQ&A ・エコーウィルス11型感染症の実態把握について ・入国前結核スクリーニングの実施について

(2) 結核予防対策事業

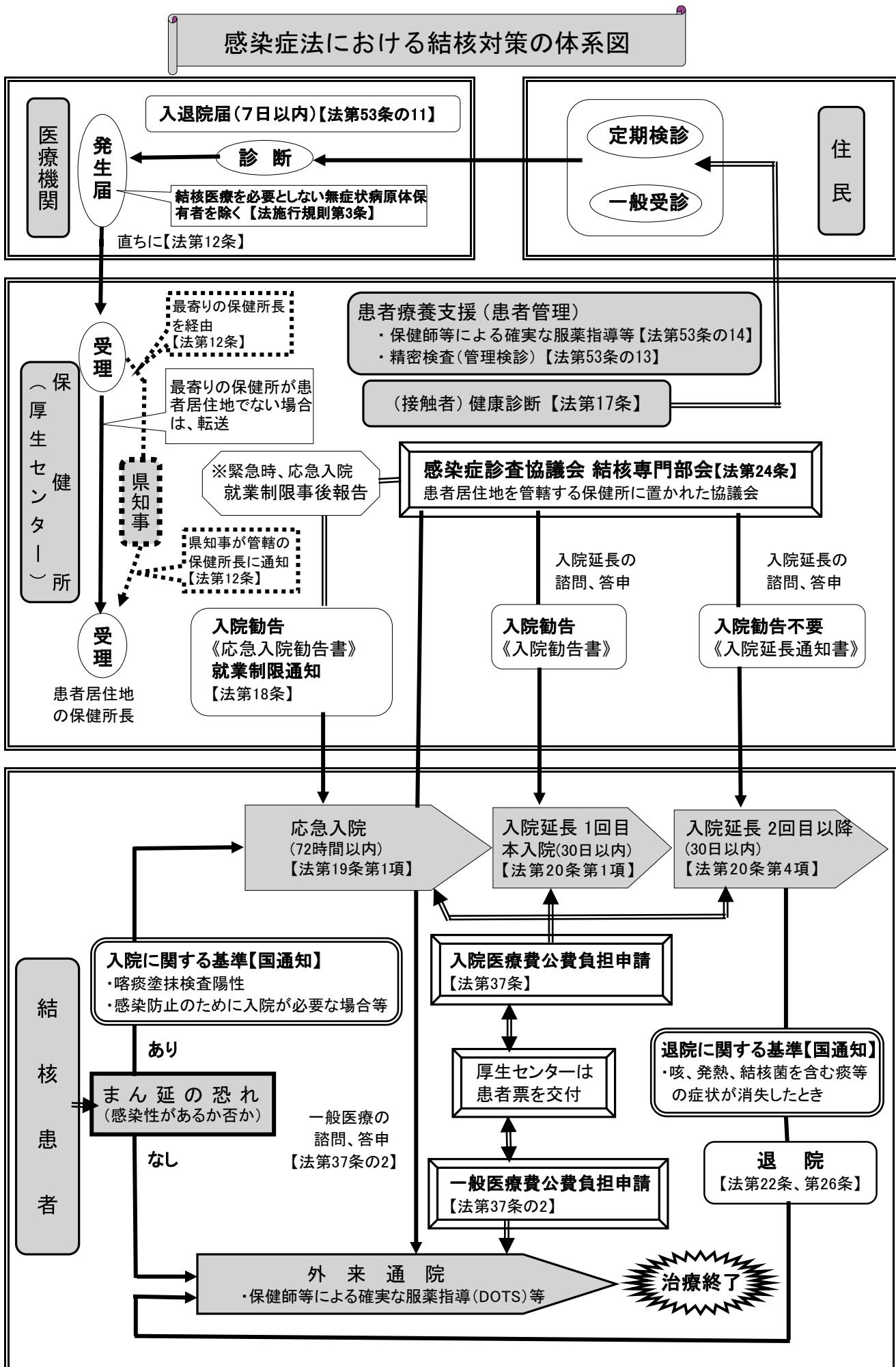
平成 19 年 4 月から結核予防法を統合した改正感染症法の下で新たに結核対策が始まった。

結核は、結核予防法制定以来の総合的な対策により患者数は著しく減少した。ここ数年の罹患率は徐々に減少しているが、令和 3 年には全国で 11,519 人の新規患者が発生し、全国における罹患率は 9.2 人と初めて 10 人を下回り低まん延国となった。

最近の結核の特徴としては、就労者の受診の遅れによる病状の重症化、高齢者の発症割合の高さ、耐性菌の出現、地域や集団による偏在、大都市部における H I V 感染の合併症及び高まん延国からの若年層移住者の発病等が問題となっている。管内においては、令和 6 年次の新規登録者数が 13 件と少ない件数であったが、65 歳以上の高齢者の新規患者が依然高い割合を示すとともに、新登録中外国出生者割合は、15.4% であるが、20 代で若年であることに注意すべき状況にある。

<結核予防対策>

事 業	対 象	実施主体	事 業 内 容	
啓発普及	全住民	厚生センター 市町村	衛生教育、パンフレット、ポスター等による結核予防知識の啓発普及	
予防接種	乳児	市町村長	直接 B C G 接種	生後 1 歳に達するまで
定期検診	学校、病院、診療所、介護老人保健施設及び社会福祉施設等において業務に従事する者	各学校、医療機関及び施設の長	毎年度	【厚生センターの業務】 検診実績の取りまとめを行い、受診率向上に向けて指導
	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び専門学校等の学生又は生徒	学校長	入学した年度	
	社会福祉施設等の入所者	施設長	65 歳以上毎年度	
	住 民（自営業、主婦等）	市町村長	65 歳以上毎年度（市町村長の判断で対象及び回数を定めることが可能）	
健康診断 (接触者健診)	結核患者(確定例)の家族及び濃厚接触者等	厚生センター	感染可能性の高い者に対し、感染や発症の有無を検査し、経過観察を実施	
患者管理	結核患者 結核回復者	厚生センター	患者登録、患者家庭訪問指導、精密検査の実施	
結核医療	結核患者（確定例） (1) 入院患者(感染性あり) (2) 通院患者(感染性なし)	厚生センター	結核患者 (1) 感染性のある患者に対する入院勧告(措置)や就業制限の通知 (2) 感染性はないが結核医療の必要のある患者に対する通院医療費公費負担申請の受理	潜在性結核感染症として治療の対象となる者に対する通院医療費公費負担申請の受理 感染症診査協議会結核専門部会への諮問による行政措置の透明化と人権への配慮
	潜在性結核感染症(感染性なし)・・通院医療 ①無症状病原体保有者かつ ②結核医療が必要		潜在性結核感染症として治療の対象となる者に対する通院医療費公費負担申請の受理 感染症診査協議会結核専門部会への諮問による行政措置の透明化と人権への配慮	



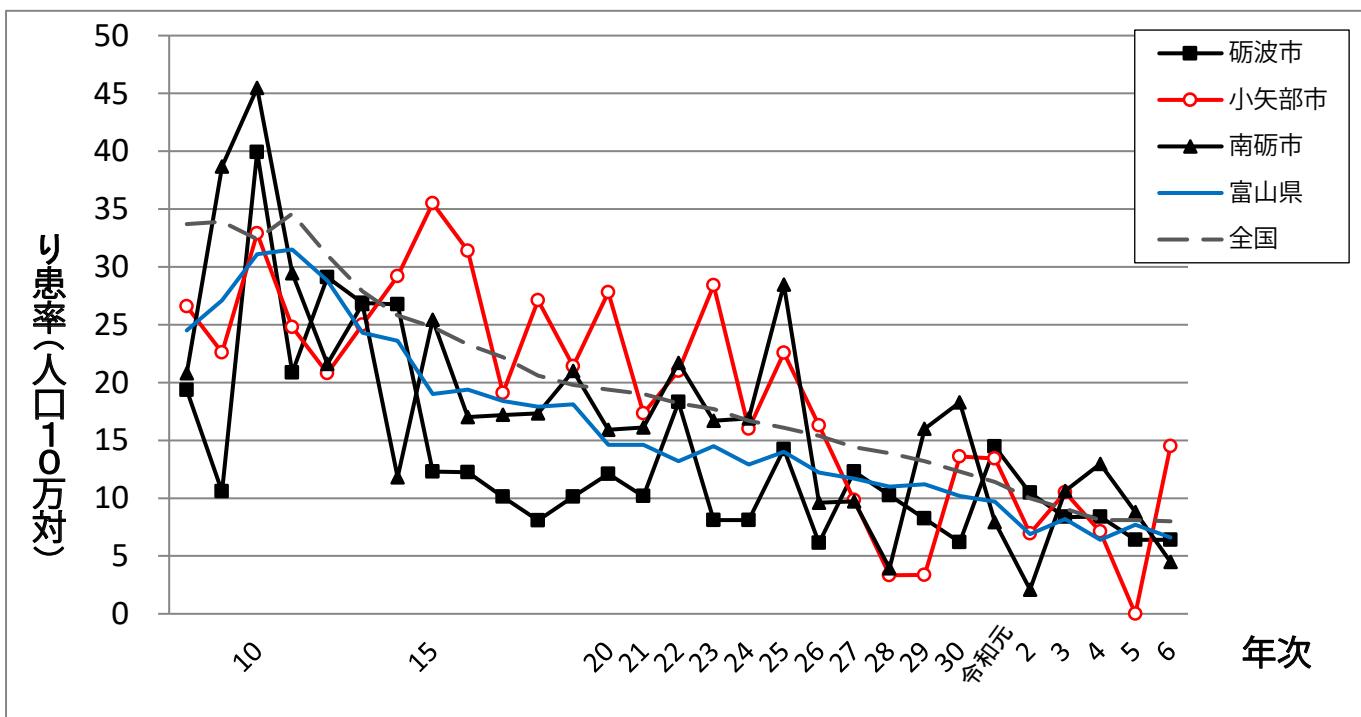
ア 結核患者登録状況

区分	年次	年 末 登録者数	新登録	転入	登録削除数					(別掲) 登録の撤回
					総数	死亡	観察不要	転出	その他	
本所	砺波市	5	7	5(1)	-	6	2	4	0	-
	6	10	6(2)	-	3	1	2	0	-	-
	南砺市	5	9	4(2)	-	6	3	2	1	-
		6	8	3(0)	-	5	2	1	2	-
支所	小矢部市	5	4	0(0)	-	-	-	-	-	-
		6	4	4(0)	-	4	2	2	-	-

(注) 登録者には潜在性結核感染症患者を含む。 () は外国人再掲

イ 結核の罹患率・死亡率

(ア) 罹患率の推移



(イ) 罹患率及び死亡率

年次	罹患率 (人口10万対)					死亡率 (人口10万対)				
	全国	県	本 所		支所	全国	県	本 所		支所
			砺波市	南砺市				砺波市	南砺市	
24	16.7	12.9	8.1	16.8	16.0	1.7	1.6	0.0	1.9	3.2
25	16.1	14.1	14.2	28.5	22.6	1.7	1.5	0.0	0.0	3.2
26	15.4	12.2	6.1	2.0	16.0	1.7	1.5	0.0	1.0	0.0
27	14.4	11.7	12.3	9.7	9.9	1.6	1.4	4.1	0.0	0.0
28	13.9	11.0	10.2	3.9	3.3	1.5	1.6	0.0	0.0	0.0
29	13.3	11.2	8.2	16.0	3.4	1.9	1.1	2.1	2.0	3.4
30	12.3	10.2	6.2	18.3	13.6	1.8	1.5	6.2	4.1	0.0
元	11.5	9.7	14.5	7.9	13.4	1.7	1.7	6.2	4.0	0.0
2	10.1	6.9	10.5	2.1	6.9	1.5	1.8	0.0	0.0	3.5
3	9.2	8.2	8.4	10.6	14.0	1.5	2.0	2.1	2.1	7.0
4	8.1	6.4	8.4	13.0	7.1	0.8	2.3	0.0	2.2	0.0
5	8.1	7.7	6.4	8.8	0.0	0.8	0.8	4.2	6.6	0.0
6	8.0	6.6	6.4	4.5	14.5	0.7	0.5	2.1	4.5	0.0

(注) 全国及び県の死亡率及び罹患率は、令和6年10月1日時点の概数。

ウ 活動性分類別、年齢階級別登録者

(ア)新登録者数

(令和6年次)

年 齢 階 級	総 数	活動性結核							(別掲) 潜在性結核感染症	
		肺結核活動性				結核菌陽性	菌陰性	その他		
		総 数	喀痰塗抹陽性	初回治療	再治療					
砺波市	0~4	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5~9	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10~14	-	-	-	-	-	-	-	-	
	15~19	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20~29	-	-	-	-	-	-	-	1	
	30~39	1	1	-	-	-	1	-	-	
	40~49	-	-	-	-	-	-	-	-	
	50~59	1	1	1	1	-	-	-	-	
	60~69	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70~	1	1	1	1	-	-	-	2	
	計	3	3	2	2	-	1	-	3	
南砺市	0~4	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5~9	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10~14	-	-	-	-	-	-	-	-	
	15~19	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20~29	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30~39	-	-	-	-	-	-	-	-	
	40~49	-	-	-	-	-	-	-	-	
	50~59	-	-	-	-	-	-	-	-	
	60~69	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70~	2	1	-	-	-	1	-	1	
	計	2	1	-	-	-	1	-	1	
小矢部市	0~4	-	-	-	-	-	-	-	-	
	5~9	-	-	-	-	-	-	-	-	
	10~14	-	-	-	-	-	-	-	-	
	15~19	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20~29	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30~39	-	-	-	-	-	-	-	-	
	40~49	-	-	-	-	-	-	-	-	
	50~59	-	-	-	-	-	-	-	-	
	60~69	-	-	-	-	-	-	-	-	
	70~	3	1	-	-	-	1	-	2	
	計	3	1	-	-	-	1	-	1	

(1) 年末登録者数

(令和6年)

年 齢 階 級	登 録 者 総 数	活 動 性 結 核								不活動性結核	活動性不明	(別掲) 潜在性結核感染症					
		總 数	肺 結 核			活 動 性			肺 外 活動 結 核								
			總 数	登 録 時 喀 痰 塗 抹 陽 性	登 録 結 核 そ の 他 性	登 録 時 そ の 他 性	登 録 時 そ の 他 性										
本 所	砺 波 市	0~ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		5~ 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		10~14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		15~19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		20~29	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-				
		30~39	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-				
		40~49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		50~59	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-				
		60~69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		70~	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1 2				
		計	6	2	1	1	1	-	1	-	4	-	1 3				
		0~ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
支 所	南 砺 市	5~ 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		10~14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		15~19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		20~29	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-				
		30~39	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-				
		40~49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		50~59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		60~69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		70~	5	-	-	-	-	-	-	-	5	-	1 -				
		計	7	-	-	-	-	-	-	-	7	-	1 -				
		0~ 4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		5~ 9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
支 所	小 矢 部 市	10~14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		15~19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		20~29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		30~39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		40~49	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		50~59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		60~69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		70~	2	1	1	-	-	1	-	-	1	-	1 1				
		計	2	1	1	-	-	1	-	-	1	-	1 1				

エ 結核医療費公費負担申請状況

区分		年次	総数	被用者保険		国民健康保険			後期高齢者	生活保護	その他
				本人	家族	一般	退職本人	退職家族			
本所	通院患者の医療	5	13	3	-	3	-	-	7	-	-
		6	15	4	-	1	-	-	10	-	-
	入院患者の医療	5	5	2	-	-	-	-	3	-	-
		6	4	3	-	-	-	-	1	-	-
支所	通院患者の医療	5	4	-	-	-	-	-	4	-	-
		6	5	-	-	-	-	-	5	-	-
	入院患者の医療	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		6	-	-	-	-	-	-	-	-	-

オ 結核登録票患者の精密検査

治療終了後の再発防止及び治療中断者の病状把握等を目的に実施している。

区分	年度	対象者数 (延数)	受診者数 (延数)	受診率 (%)	受診区分			検診結果		
					厚生センター	医療機関受診	その他	要医療	要観察	観察不要
本所	5	20	19	95.0	-	15	4	-	7	12
	6	21	20	95.0	-	15	5	-	18	2
支所	5	4	4	100.0	-	4	-	-	4	-
	6	4	4	100.0	-	4	-	-	1	3

カ 接触者健康診断

接触者健康診断は、新登録患者が感染源となりうる期間内に接触した方だけではなく、感染源対策の観点から関係者への質問や調査に基づく積極的疫学調査を組み合わせて実施している。

区分	年度	対象者数 (延数)		受診者数 (延数)	受診率 (%)	受診区分			健診結果			
						厚生センター	医療機関受診	その他	要医療	要観察	異常なし	潜在性結核感染症
本所	5	家族 健診	1	1	100.0		1	-	-	-	1	-
		その他の健診	16	16	100.0	13	2	1	-	-	15	1
支所	6	家族 健診	2	2	100.0	2	-	-	-	-	2	-
		その他の健診	15	13	86.7	12	1	-	1	-	11	1
支所	5	家族 健診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他の健診	6	6	100.0	6	-	-	-	-	6	-
支所	6	家族 健診	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他の健診	4	4	100.0	4	-	-	-	-	4	-

キ 結核定期健康診断

実施者は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、対象者に

対して定期健康診断を実施している。

厚生センターは実施者から年度毎の実施状況について通報又は報告を受けている。

結核定期健康診断実施状況

(令和6年度)

区分	分類		対象者数 (A)	受診者数 (B)	受診率 (%) (B/A×100)	発見結核患者数
	実施者	対象者				
本所	市町村長	65歳以上の住民	22,907	11,523	50.3	0.0
	事業者	従事者	4,998	4,800	96.0	0.0
	施設長	収容者	716	700	97.8	0.0
	学校長	学生	585	584	99.8	0.0
支所	市町村長	65歳以上の住民	8,483	2,756	32.5	0.0
	事業者	従事者	1,572	1,526	97.1	0.0
	施設長	収容者	270	268	99.3	0.0
	学校長	学生	260	259	99.6	0.0
計	市町村長	65歳以上の住民	31,390	14,279	45.5	0.0
	事業者	従事者	6,570	6,326	96.3	0.0
	施設長	収容者	986	968	98.2	0.0
	学校長	学生	845	843	99.8	0.0

ク 結核対策特別促進事業

結核に対する知識の普及啓発や、技術者の研修、充実した検診など重点的な対策を講ずる。

令和6年度は県が主催し、実施された。

結核予防医師研修会等

開催月日	会場	参加人数	-
—	—	—	—

ケ 結核コホート検討会

(令和6年度)

開催月日	会場	参加人数	内容
令和7年2月13日(木)	砺波厚生センター	22	令和5年次(R5.4.1～R5.12.31)の新規登録者9名について検討。

コ 結核患者保健指導

届出を受けた結核患者に対して速やかに家庭訪問を行い、患者や家族の不安の解消に努め、結核に関する十分な理解が得られるよう、保健指導等定期的な支援を行っている。

また、医療機関との合同DOTSカンファレンス等を開催し、患者への治療開始から終了までの服薬支援の徹底を図っている。

(ア)家庭訪問等実施状況

(令和6年度)

区分	家庭訪問		相 談	
			電話	来所
	実人数	延人数	延人数	延人数
本所	14	41	254	8
支所	4	19	35	2

(イ)DOTS実施状況

(令和6年度)

区分	地域DOTS					
	A : 外来DOTS		B : 訪問DOTS		C : 連絡確認DOTS	
	対象者	実施者数 (延)	対象者	実施者数 (延)	対象者	実施者数 (延)
本所	0	0	0	0	13	51
支所	0	0	4	14	0	0

(ウ)DOTSカンファレンス実施状況

(令和6年度)

区分	入院時		退院時
本所	6		2
支所	0		0

(エ)合同DOTSカンファレンス実施状況

(令和6年度)

開催回数	会場	参加人数 (全体)	内容
—	—	—	対象者が少なかったため未実施

(3) エイズ・性感染症対策

感染を早期発見し、適切な治療につなげるため、また感染防止を図るため、平成4年度からエイズ（HIV感染症）や性感染症の相談・検査を行っている。性感染症については、近年の全国的な梅毒報告数増加をうけ、平成30年4月に梅毒の血液検査が追加された。また、同時期にクラミジア検査を血液抗体検査から尿のPCR検査に変更している。令和2年4月以降、支所の検査受付を廃止し、本所に集約するとともに、HIV検査は結果通知が1週間後である通常検査をやめ、毎週、本所で迅速検査を行なうこととした。

なお、令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症まん延のため、令和3年9月の1カ月間と令和4年1月末～9月末までの8カ月間は、検査受付を休止している。

相談・検査の他に、エイズの正しい知識の普及啓発のため、中高生等を対象としたエイズ予防教育や6月にHIV検査普及週間及び「12月1日の世界エイズデー」を中心としてエイズ予防キャンペーンを毎年実施している。

ア エイズ相談・検査状況

区分	年度	電話相談	来所相談 (結果告知含む)	HIV迅速検査件数
本 所	4	13	72	36
	5	12	123	61
	6	10	102	51
支 所	4	20	1	
	5	14	0	
	6	10	0	

イ 性感染症相談・検査状況

区分	年度	電話相談	来所相談 (結果告知含む)	クラミジア検査	梅毒検査
本 所	4	5	57	23	27
	5	1	97	49	50
	6	9	93	43	45
支 所	4	20	0		
	5	14	0		
	6	10	0		

ウ エイズ予防教育

(令和6年度)

区分	対象	講 師	回 数	人 数
本所	—	—	—	—
支所	—	—	—	—

エ 普及啓発

(令和6年度)

事業内容	対象者	実施時期	実施場所	内 容
HIV検査普及週間 夜間 HIV迅速検査	検査 希望者	6月3日(月) 17時～19時	砺波厚生センタ 一本所	検査希望者なし
パンフレット・啓発グッズ配布、ポスター掲示	店舗利用者 厚生センタ 一来所者	11月中旬 ～12月上旬	本所管内コンビニ 砺波厚生センタ 一本所、支所	啓発パンフレット 及び啓発グッズ 配布、ポスター掲示

事業内容	対象者	実施時期	実施場所	内容
パンフレット配布 (二十歳のつどい)	小矢部市「二十歳のつどい」来場者	令和7年1月3日	クロスランドおやべ	来場者に啓発パンフレット配布
パンフレット・啓発グッズ配布	店舗利用者	11月初旬～12月中旬	小矢部支所管内商業施設1店舗	啓発パンフレット及び啓発グッズ配布

(4) ウイルス性肝炎対策

広く県民が相談・検査を受けることができる体制を整備することにより、B型及びC型肝炎の早期発見・早期治療を図ることを目的として平成19年4月から厚生センターでのウイルス性肝炎の相談検査事業を開始している。また、平成22年7月からは委託医療機関においても無料で検査を受けられるようになった。

区分	年度	厚生センターの相談・検査状況（※）				委託医療機関の検査状況		
		電話相談件数	面談相談件数 (検査結果告知含む)	B型肝炎検査	C型肝炎検査	B型及びC型肝炎検査	B型肝炎検査のみ	C型肝炎検査のみ
総数	4	1	36	19	19	13	-	1
	5	4	99	49	48	18	-	1
	6	8	87	44	42	18	-	1
本所	4	1	36	19	19	9	-	1
	5	4	99	49	48	7	-	1
	6	8	87	44	42	13	-	-
支所	4	-	-			4	-	-
	5	-	-			11	-	-
	6	-	-			5	-	1

※新型コロナウイルス感染症まん延のため、令和3年9月（1カ月間）と令和4年1月末～9月末の8カ月間は、砺波厚生センターでの検査受付を休止した。

(5) 風しん抗体検査事業

平成24年から平成25年の全国的な風しんの大流行を機に、先天性風しん症候群の発生予防と風しんのまん延防止を目的として、平成26年6月2日から風しん抗体検査事業を開始した。要件を満たす対象者は、県内委託医療機関において無料で抗体検査を受けることができる。

委託医療機関検査実施状況

区分	年度	受検者数
本所	5	28
	6	33
支所	5	2
	6	9

2 成人老人保健対策

(1) 富山県脳卒中情報システム

富山県における脳卒中患者の発症と経過に関する情報を継続的に収集・保管(登録)し、地域における脳卒中患者の実態を把握するためのシステムは、平成29年度より「富山県における脳卒中データベースの構築と診断・治療の動向調査 TOY STORE(Toyama Stroke Registry)に変更となり、地域の脳卒中予防対策に活用している。

(2) 地域リハビリテーション活動推進事業

障害を持つ人に対して、保健・医療・福祉の関係者がより有効な地域リハビリテーションとしての取り組みを実践することを目的に実施している。

ア 在宅訪問指導 (令和6年度)

区分	実人数	延人数
本所	26	76
支所	23	50

イ 事例検討会 (令和6年度)

区分	開催回数	参加人数 (延)	内 容	出 席 者
本所	3	30	・難病患者への在宅療養支援 ・医師連絡	患者、患者家族、医師、保健師、訪問看護師、作業療法士、介護支援専門員、介護士 等
支所	8	71		患者、患者家族、医師、保健師、訪問看護師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、福祉用具業者等

(3) 地域リハビリテーション支援体制整備事業

高齢者及び脳卒中患者等とその家族の生活の質を維持向上することを目的に、維持期リハビリテーションが適切に提供される体制並びに保健・医療・福祉の関係機関及びボランティア等の地域における住民が参画して行う地域リハビリテーションの推進体制を整備していく。また、地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンターの設置(平成31年2月)に伴い、市町村及び地域包括支援センター等が行う介護予防事業等への支援状況について関係機関と共有し事業を展開する。

ア 砺波地域リハビリテーション広域支援センター及び地域リハビリテーション地域包括ケアサポートセンター(市立砺波総合病院・南砺市民病院)への支援・協力

(令和6年度)

回数	内 容
11	研修会への参加・協力 運営委員会、連絡会への出席(書面開催含む) 等

イ 地域連携パスの推進

(令和6年度)

回数	内 容	対 象
6	脳卒中地域連携パス連絡会、大腿骨近位部（頸部・転子部）骨折地域連携パス連絡会への出席、コアメンバー会議の参画等	医療機関、保健関係者、介護保険施設 等

(4) 地域包括ケア推進支援事業

在宅医療・介護連携、認知症施策等が地域の特性に応じて柔軟かつ効果的に推進されるよう、管内市町村を支援し地域包括ケアシステムの構築を図る。

ア 在宅医療・介護連携推進支援事業

在宅医療・介護連携体制が円滑に構築されるよう、市と市医師会の連携や、市町村区域を超えた連携・調整、医療と介護の連携に必要な体制構築等の支援を行う。

(令和6年度)

項 目	回数	参加人数 (延)	内 容	対象者
医療介護連携調整会議	5	38	ヒアリング • 現状と課題 • 研波医療圏「医療と介護の連携手引き」について ワーキング • 医療介護連携における現状と課題 • 研波医療圏「医療と介護の連携手引き」の改訂について • 今後について	医療機関地域医療連携室職員、市地域包括支援センター職員、居宅介護支援事業所地区代表 等

イ 認知症施策推進支援事業

認知症疾患医療センターや精神科医療機関等との連携の下、認知症の早期診断や早期治療等を適切に受けることのできる体制づくり等の支援を行う。

(ア) 連絡会・検討会

(令和6年度)

区分	回数	参加人数	内 容	対象者
本所	1	12	精神保健福祉事業担当者連絡会 ・精神保健福祉事業の取組みについて	管内保健・医療・福祉担当者等
支所	1	7	精神医療保健福祉担当者会議 ・精神保健福祉事業の取組みについて	管内保健・医療・福祉担当者等

(イ) 相談・訪問

(令和6年度)

区分	年度	相 談		訪問指導	
		実人数	延人数	実人数	延人数
本所	5	2	2	0	0
	6	1	1	0	0
支所	5	6	17	2	3
	6	1	1	1	9

(5) 糖尿病対策推進強化事業

糖尿病患者が年々増加するとともに糖尿病腎症による透析患者など重篤な合併症を持つ患者も増加している。このようなことから、早期からの適切な治療及び保健指導等により、糖尿病の重症化や合併症の併発を予防することを目的に、圏域における関係機関の連携体制の整備及び人材の育成などを実施し、糖尿病対策を強化している。

ア 関係者連絡会等

(ア) 糖尿病対策推進強化事業ヒアリング

(令和6年度)

区分	回数	参加人数	内 容	出席者
本所	3	21	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病対策・糖尿病性腎症重症化予防の取組み ・保健・医療・介護・産業分野との連携 ・事業における課題 ・厚生センターから市への支援体制 	各市保健関係者 厚生センター

(イ) 糖尿病保健関係者連絡会

(令和6年度)

区分	回数	参加人数	内 容	出席者
支所	1	29	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の糖尿病の現状と重症化予防連携体制の課題について ・市内の糖尿病対策について ・小矢部市国民健康保険における保健事業について ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について ・ハイリスク者の対応について ・協会けんぽ富山支部における重症化予防事業について 	支所管内の内科・眼科医師、歯科医師、看護師等 市保健関係者、全国健康保険協会、厚生センター

(ウ) 糖尿病対策事業ワーキンググループ

(令和6年度)

区分	回数	参加人数	内 容	出席者
支所	7	61	<ul style="list-style-type: none"> ・支所管内糖尿病関係者連絡会について ・支所管内糖尿病事業について 	医師会、専門医、市担当者、厚生センター

イ 従事者研修会

(令和6年度)

区分	回数	参加人数	内 容	出席者
本所	1	40	<p>テーマ：糖尿病の療養支援における困難事例の対応～多職種の視点で考え、地域で支える～</p> <p>①講義「糖尿病の基礎知識と非常時の対応」 ②事例検討（グループワーク）</p>	医療関係者（医師、看護師、栄養士等）、各市保健関係者、介護支援専門員、厚生センター

3 栄養改善対策

(1) 特定給食施設等指導

特定多数人に食事を供給する施設（特定給食施設：1回100食または1日250食以上を供給する施設）について栄養改善の見地から調査指導等を実施するとともに、健康増進法（平成15年5月1日施行）に基づき、届出、報告を受けている。

ア 給食施設及び管理栄養士・栄養士設置状況

(令和6年度)

区分	学校	病院	介護保健老人施設	介護医療院	老人施福設祉	児童施福設祉	社会施福設祉	事業所	寄宿舎	自衛隊	その他	計	
給食施設数	19	18	7	8	40	38	3	25	2	1	9	170	
栄養士充足率(%)	63.2	94.4	100.0	75.0	45.0	39.5	100.0	32.0	50.0	100.0	33.3	53.5	
特定給食施設	管理栄養士のみいる	4	6	-	-	2	1	2	-	-	-	-	15
	管理栄養士・栄養士ともいる	5	8	6	-	6	1	-	1	-	-	-	27
	栄養士のみいる	2	-	-	-	1	10	-	7	-	-	-	20
	管理栄養士・栄養士ともにいない	5	-	-	-	-	12	-	10	-	-	-	27
	計	16	14	6	-	9	24	2	18	-	-	-	89
その他の給食施設	管理栄養士のみいる	1	-	-	5	2	3	-	-	-	-	-	11
	管理栄養士・栄養士ともいる	-	2	1	1	1	-	-	-	-	-	1	6
	栄養士のみいる	-	1	-	-	6	-	1	-	1	1	2	12
	管理栄養士・栄養士ともにいない	2	1	-	2	22	11	-	7	1	-	6	52
	計	3	4	1	8	31	14	1	7	2	1	9	81

注：栄養士充足率 (%) = (施設数 - 栄養士のいない施設数) ÷ 施設数 × 100

イ 個別施設指導（巡回指導）

(令和6年度)

区分	学校	病院	介護保健老人施設	介護医療院	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	事業所	寄宿舎	自衛隊	その他	計
特定給食施設	14	14	6	-	7	23	2	16	-	-	-	82
栄養士配置施設	11	14	6	-	7	11	2	8	-	-	-	59
栄養士未配置施設	3	-	-	-	-	12	-	8	-	-	-	23
その他の給食施設	3	3	1	-	3	9	1	2	1	1	-	24
栄養士配置施設	1	3	1	-	3	2	1	-	1	1	-	13
栄養士未配置施設	2	-	-	-	-	7	-	2	-	-	-	11
計	17	17	7	-	10	32	3	18	1	1	-	106

巡回率（個別施設指導数／給食施設数）62.4%

ウ 集団指導

(令和6年度)

回数	参加人数	内 容	出席者
1	40	テーマ：地域における災害時の栄養・食支援の危機管理について ①事例紹介（災害対応） ②調査報告（災害対応） ③DVD鑑賞（災害対応） ④調査報告（食形態一覧表の活用状況）	管内病院、高齢者施設等に従事する管理栄養士・栄養士
1	31	テーマ：「食形態一覧表」について学ぶ、考える～自施設の「食形態」の考え方と施設間連携への展望～ ①情報共有（改定のポイント説明） ②情報提供（自施設における食形態の考え方） ③情報交換（グループワーク）	管内病院、高齢者施設等に従事する管理栄養士・栄養士

エ 健康増進法による届出状況

(令和6年度)

年度	開設届	変更届	休止届	廃止届	計
5	1	25	-	1	27
6	3	22	-	3	28

オ 健康増進法に基づく特定給食施設報告書（栄養管理・栄養状況）提出状況

(令和6年度)

区分	報告書提出該当施設			提出施設数
	本所	支所	計	
学 校	15	1	16	16
病 院	9	5	14	14
介護老人保健施設	4	2	6	6
老人福祉施設	6	3	9	9
児童福祉施設	18	6	24	24
社会福祉施設	2	-	2	2
事 業 所	15	3	18	18
計	69	20	89	89

(2) シニアの食生活支援推進事業（食形態一覧表の改定）

高齢社会を迎えるにあたり、健康寿命の延伸を図るには、高齢者等の低栄養の予防、改善が重要であることから、高齢者等の栄養・食支援に関わる関係者の連携や食環境整備の取り組み等を推進する。

区分	対象者	内容
実態調査	管内病院、高齢者施設等	食形態一覧表第4版の活用状況及び課題
ワーキング	各市病院・高齢者施設の管理栄養士代表	報告「食形態一覧表の活用状況について」 意見交換「改定に向けて」
食形態状況調査	管内病院、高齢者施設等	食形態一覧表第5版 作成

(3) バランスアップ健康プロジェクト事業

糖尿病等の生活習慣病の発症を予防するために、生活習慣病を改善し、適切な食生活等の実践に結びつくように食環境を整備することを目的として、民間産業と連携したメニュー改善に向けた取り組みを実施する。

ア 社員食堂と連携した食環境整備

(令和6年度)

回数	対象事業所数	参加事業所数	内 容
1	23	10	・社員食堂で野菜を食べようキャンペーンの実施 ①野菜摂取に関する啓発資材の設置 ②野菜たっぷりメニューの提供

イ 健康・栄養情報提供の実施

(令和6年度)

回数	事業所数	内 容
6	94	健康づくり通信の配信 第1号：睡眠、休息 第2号：熱中症予防 第3号：災害時の食の備え 第4号：飲酒 第5号：運動習慣 第6号：メンタルヘルス

(4) 栄養成分表示等指導事業

平成27年4月1日の食品表示法施行に伴い、一般加工食品への栄養成分表示が原則義務化され、機能性表示食品制度が新設された。消費者が個々の食生活の状況に応じた適切な食品選択ができるよう、消費者への健康教育の充実・強化を図るとともに、食品取扱事業者への指導体制の整備を図る。

ア 食品関係事業者への相談実績

(令和6年度)

区分	栄養成分表示	虚偽誇大広告	その他
一般食品	6	-	-
生鮮食品	-	-	-
栄養機能食品	-	-	-
特定保健用食品	-	-	-
機能性表示食品	-	-	-
計	6	-	-

イ 食品関係事業者への講習会の実施

(令和6年度)

回数	参加者数	内 容	対象者
-	-	-	-

4 母子保健対策

平成 25 年 4 月に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、育成医療、養育医療、低体重児届出、未熟児訪問指導の母子保健業務が市町村に権限移譲された。

厚生センターは、広域的・専門的な保健サービスを提供するとともに、関係機関との調整を図りながら、管内の市と重層的な連携体制を構築し、母子へのきめ細やかな支援を実施している。

(1) 性と健康の相談センター事業

生涯を通じた健康の保持増進、妊娠・出産をとりまく様々な悩み等に関するサポート等を行うとともに、プレコンセプションケア*を含め、性や生殖に関する健康支援を総合的に推進することを目的に、保健相談や健康教育、関係者連絡会等を実施している。

*女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組み

ア 思春期のこころとからだの相談
(令和 6 年度)

区分	件数（延）
本所	15
支所	12

イ 女性健康相談
(令和 6 年度)

区分	件数（延）
本所	151
支所	255

ウ 思春期保健関係者連絡会

(令和 6 年度)

区分	回数	参加人数	内 容	対象者
本所	1	33	・講義「不登校の要因と児童生徒との関わり方」 ・意見交換	養護教諭 保健主事 市保健師

エ 思春期保健関係者研修会

(令和 6 年度)

区分	回数	参加人数	内 容	対象者
本所	1	33	・講義「不登校の要因と児童生徒との関わり方」 ・意見交換	養護教諭 保健主事 市保健師
支所	1	44	講演「愛着障害を抱える子どもの理解と支援」 (市学校保健会との共催)	市内教育関係者保健関係者

(2) 青少年健康づくり支援事業

健康な生活習慣の形成期にある青少年が、心と身体の健全育成と健康づくりの大切さを学び、セルフケア能力を育んでいくことを目的に健康教育を実施している。

(令和6年度)

区分	回数	参加人数	内 容	対 象
本所	0	0		
支所	1	58	講演「飲酒、喫煙の健康に与える影響について」	高校生

(3) 不妊治療助成事業

不妊治療を受けている夫婦に対する医療費の助成を行い、経済的・精神的負担を軽減し、少子化対策の充実を図ることを目的に、平成15年10月より実施している。また、平成27年度より男性不妊治療に対しても医療費の助成を実施している。

(令和6年度)

区分	申 請 数					計
	体外受精	顕微授精	その他	*再掲		
本所	砺波市	0	0	0	0	0
	南砺市	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0
支所	小矢部市	0	0	0	0	0

*再掲：以前に凍結した胚による胚移植を実施

(4) 遺伝相談事業

ダウントン症、口唇口蓋裂、難病、精神、長期療養児等の遺伝に関する相談を実施している。

一次相談は保健師、二次相談が必要な場合はカウンセラー(医師等)による相談を行っている。

区分	年度	相談延件数
本所	5	0
	6	0
支所	5	0
	6	0

(5) 乳幼児総合相談支援ネットワーク事業

母子保健法の改正により、低体重児届出、未熟児訪問指導の母子保健業務が市町村に移譲となつたが、厚生センターでは、乳幼児発達相談支援、未熟児等ケース支援検討会等を実施し、市に移譲した業務への支援を行つてゐる。

ア 未熟児等ケース支援検討会

定例的に各市に出向き、低出生体重児、産後うつが疑われる母親、気がかりな親子等ハイリスク児及び親への支援に対する事例検討会を実施している。

(令和6年度)

区 分	回数	参加人数
支所	1	12

イ 訪問・相談支援

医療機関から連絡があったハイリスク児及び未熟児等ケース支援検討会等で検討された困難事例について、必要に応じて市保健師と同行訪問等を実施している。

(令和6年度)

区分	対象	実件数	延件数
本所	児	2	14

(6) 長期療養児ケアネットワーク事業

疾病により長期にわたり療養を必要とする児童や保護者に対して、訪問指導や療養相談会を開催するとともに、関係者を対象とした研修会や連絡会を実施している。

ア 療育相談

(令和6年度)

区分	相談数	
	実人数	延人数
本所	76	108
支所	25	26

イ 訪問指導

(令和6年度)

区分	年度	訪問件数		把握契機(実数)				
		実件数	延件数	小児慢性特定疾患交付申請	主治医連絡	患者家族要望	関係機関連絡	その他
本所	5	1	6	1	-	-	-	-
	6	2	13	1	-	-	1	-
支所	5	2	7	-	-	-	2	-
	6	-	-	-	-	-	-	-

ウ 療養相談会（おひさまの会）

ダウン症児とその保護者が集い、情報交換や児の発育発達に伴う様々な悩みの共有等を通して、療養生活における不安を軽減し、日常生活を安心して過ごすことができるよう支援している。

平成29年度より高岡厚生センターと共に開催を行っている。

(令和6年度)

回数	参加人数		内 容	ス タ ッ フ
	実人数	延人数		
2 (1)	15 (5)	21 (7)	・体験発表「先輩ママの体験談～就学・就労に向けた準備～」 ・講義「ダウン症児の健康」「お口の健康～虫歯から歯を守るために～」	先輩ママ 金沢医科大学病院看護部保健師 歯科衛生士 厚生センター保健師

※ () 内は砺波厚生センター管内分

(7) 発達障害児支援事業

砺波地域障害者自立支援協議会の県への要望により、平成24年度から県高志通園センター（現富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）の協力を得、発達障害児の早期療育体制の充実を図ることを目的に、管内の市と協働し下記の事業を実施している。

ア ゆう遊相談会

(令和6年度)

回数	参加人数		内 容	ス タ ッ フ
	実人数	延人数		
3	9	9	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・療育指導 ・個別相談 ・保健指導 	富山県リハビリテーション 病院・こども支援センター 医師・相談支援専門員 恵光学園 作業療法士 わらび学園 児童指導員 市保健師 厚生センター保健師

イ 連絡会等

(令和6年度)

回数	内 容	出 席 者
2	ゆう遊相談会連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・ゆう遊相談会対象児のフォロー状況と運営について 	富山県リハビリテーション 病院・こども支援センター 医師・相談支援専門員 恵光学園 作業療法士 わらび学園 児童指導員 市保健師 厚生センター保健師
	ゆう遊相談会事例検討会 3事例	

(8) 切れ目のない妊娠・出産包括支援推進事業

産後うつ病等の予防や早期発見、育児不安を持つ母への支援を行うため母子保健体制の強化を図ることを目的に、事例検討会を実施している。

(令和6年度)

区分	回数	参加人 数(延)	内 容	対 象
本所	1	11	夫が本人や子の物に傷をつけるという被害妄想が改善しない本人への支援について	管内保健師 厚生センター保健師
支所	3	33	エジンバラ高値（EPDS9点以上）や、精神疾患があり支援が必要な事例を検討	支所管内保健師等

5 精神保健福祉対策

精神保健福祉は、保健医療と社会復帰・福祉の両面を持った施策になっており、厚生センターは、医療費の公費負担、精神障害者の地域における支援活動、住民に対する心の健康づくりなど地域精神保健活動を推進している。

(1) 精神保健福祉の状況

ア 病類別受診状況

(令和6年度)

区分	医療	器質性精神障害	精神による作用物質害	統合失調症	気分（感情）障害	神経症性障害等	生理的障害等	人行格動の及障び害	精神（知能）遅滞	心理的発達障害	小児・青年期障害	てんかん	その他の	計	
		F0	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	G	F99		
本所	砺波市	自立支援（精神通院）	6	3	122	161	49	4	2	5	13	11	35	-	411
		医療保護入院	25	3	16	5	2	-	1	-	3	1	-	-	56
		医療保護入院者の退院	28	2	16	10	3	-	1	1	3	-	-	-	64
		定期病状報告、医療保護入院の更新	24	3	15	3	-	-	-	1	1	1	-	-	48
	南砺市	自立支援（精神通院）	15	11	221	235	57	2	2	11	25	23	46	-	648
		医療保護入院	57	2	21	9	1	1	1	3	-	-	-	-	95
		医療保護入院者の退院	53	2	24	11	3	1	1	3	-	-	-	-	98
		定期病状報告、医療保護入院の更新	52	1	28	3	-	2	-	-	-	-	-	-	86
支所	小矢部市	自立支援（精神通院）	8	2	165	166	29	2	2	23	28	12	26	-	463
		医療保護入院	32	-	19	3	1	-	-	3	2	-	-	-	60
		医療保護入院者の退院	30	-	21	2	1	-	-	1	-	-	-	-	55
		定期病状報告、医療保護入院の更新	35	-	30	3	-	-	1	-	2	-	-	-	71
総数		自立支援（精神通院）	29	16	508	562	135	8	6	39	66	46	107	-	1522
		医療保護入院	114	5	56	17	4	1	2	6	5	1	-	-	211
		医療保護入院者の退院	111	4	61	23	7	1	2	5	3	-	-	-	217
		定期病状報告、医療保護入院の更新	111	4	73	9	-	2	1	1	3	1	-	-	205

令和6年4月～令和7年3月認定分

南砺市(F0)と(F2)に措置入院の定期病状報告3件を含む

イ 精神障害者手帳の交付状況

精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を促進するため、平成7年10月から精神障害者保健福祉手帳が交付されている。

(令和7年3月31日現在)

区分		1級	2級	3級	計
本所	砺波市	13	102	85	200
	南砺市	17	133	96	246
支所	小矢部市	22	183	90	295
計		52	418	271	741

ウ 通報等処理及び措置入院患者状況

(令和6年度)

区分	通報等件数	診察要の件数	措置入院患者の状況			
			入院措置	措置解除	その他	※患者数
本所	8	3	3	3	-	2
支所	-	-	-	-	-	-

※患者数は令和7年3月31日現在

(2) 精神障害者社会復帰支援

ア 自助グループ育成・支援事業

(ア)精神障害者自助グループ

障害者自身が学習や交流のため、障害者自助グループLEOの会（LEOの会は、「Let's Enjoy Our Life！」＝「一緒に生活を楽しもう」の頭文字）及び赤とんぼとして自主的な集まりの場を持っている。

事務局を地域活動支援センターに置き、厚生センターは側面的な支援を行っている。

(令和6年度)

区分	名称等	内 容	回数	参加人数(延)
本所	障害者自助グループ LEOの会 (平成12年4月設立)	総会 勉強会「今こそ知りたい！夏に流行しやすい感染症と正しい手洗い」	2	30
支所	赤とんぼ (平成13年7月設立)	定例会（月1回） 自由交流、学習会、座談会	3	42

(イ) 地域家族会

障害者が地域でよりよい生活ができる目的に、地域に、家族の悩みや家族としての活動について話し合う場としての地域家族会がある。

(令和6年度)

区分	名 称	設立年月日	内 容	回数	参加 人 数 (延)
本所	となみ野家族会	昭和 45 年 3 月 8 日	総会	1	8
支所	メルヘン家族会	平成 7 年 3 月 20 日	総会	1	102
			定例会	5	
			健康講座	1	
			家族の集い	1	

イ 社会復帰施設への支援

(ア) 指定障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づき、様々な自立支援給付（障害福祉サービス）を提供している。

(令和6年度)

施設名(所在地)	運営主体	開設時期	支 援 内 容
ワークハウス となみ野(砺波市)	社会福祉法人 たびだちの会	平成 8 年 4 月	事例対応についての助言 (ばだい樹祭は規模縮小のため協力なし)
なんと共同作業所 (南砺市)	社会福祉法人 マーシ園	平成 14 年 4 月	事例対応についての助言 (たびかわ納涼祭は規模縮小のため協力なし)
トライ工房 (小矢部市)	社会福祉法人 黎明の郷	平成 22 年 4 月	評議委員として参画 健康教育、事例対応についての助言

(イ) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的としている。

(令和6年度)

施設名(所在地)	運営主体	開設時期	支 援 内 容
ひまわり (小矢部市)	社会福祉法人 黎明の郷	平成 15 年 8 月	評議委員として参画 運営・事例対応についての助言
となみ野 (砺波市)	社会福祉法人 たびだちの会	平成 21 年 4 月	評議委員として参画 事例対応についての助言 地域移行支援事業の推進
ピアサポートあい (南砺市)	社会福祉法人 マーシ園	平成 23 年 4 月	事例対応についての助言 地域移行支援事業の推進

ウ 社会とのつながり促進事業

回復途上にある通院中の精神障害者やひきこもり状態の者が、社会に出て生活を営むまでの訓練を目的として、あらかじめ登録されている協力事業所に一定期間通い、持久力・環境適応能力を養う等自立に向けた支援を行なっている。

(ア) 社会とのつながり促進事業所一覧 (10 事業所)

(令和6年度)

所在地	訓練内容	6年度の訓練有無	登録開始年度	登録期間
砺波市	清掃業務	無	平成13年度	令和4年6月1日～令和7年5月31日
	商品値つけ、詰め替え作業	無	平成13年度	令和5年2月1日～令和8年1月31日
	菓子製造補助	無	平成24年度	令和6年8月1日～令和9年7月31日
	昼食後の片づけ	無	平成25年度	令和4年6月1日～令和7年5月31日
	特養の居室等の清掃	有	令和3年度	令和6年8月1日～令和9年7月31日
	調理、皿洗い、接客	無	令和3年度	令和6年8月1日～令和9年7月31日
	菓子、パン、弁当の製造	無	令和3年度	令和6年12月1日～令和9年11月30日
小矢部市	クリーニングの補助	無	平成23年度	令和6年7月1日～令和9年6月30日
	皿洗、配膳、清掃	無	平成9年度	令和6年10月1日～令和9年9月30日
	清掃、介護補助	無	平成27年度	令和7年2月1日～令和10年1月31日

(イ) 社会とのつながり促進事業利用者状況

(令和6年度)

区分	新規訓練者数	継続訓練者数	計	(再掲) 終了者数 (うち就業者数)
本所	—	2	2	0 (0)
支所	—	1	1	1 (0)

(3) 地域精神保健福祉対策

ア 精神保健相談及び訪問指導

精神科医師、保健師等により、地域住民、精神障害者及びその家族に対し、相談・家庭訪問指導等を行なっている。

嘱託医による心の健康相談日

本所：毎月第1木曜日

支所：随時調整

相談及び訪問指導状況

区分	年度	精神保健相談		訪問指導	
		実数	延数	実数	延数
本所	5	113	725	31	138
	6	123	415	24	136
支所	5	59	827	21	88
	6	24	450	13	55

イ ひきこもり相談

学校や勤めに行かず、長期間自宅に閉じこもって社会参加が出来ないいわゆる「ひきこもり」状態にある者及びその家族に対し平成13年度から相談事業を実施している。

年度	実人数	延人数	相談会開催数
5	11	26	9
6	17	31	8

ウ 地域精神保健福祉啓発事業

(ア) 精神保健福祉ボランティア養成事業

精神保健福祉に関する正しい知識と理解を深め、精神障害を持ち地域で生活している方々とのかかわり方を学ぶ精神保健福祉ボランティア講座を2～3年毎に開催している。

(令和6年度)

実施回数	受講者		修了者	内 容	講 師
	実人数	延人数			
0	—	—	—	—	—

(イ) 啓発・普及教室

心の健康づくりを推進するため、県民一人ひとりが心の健康に関心を持ち必要な知識や方法を習得する機会を提供することを目的に開催している。

(令和6年度)

区分	実施回数	参加人数(延)	内 容	講 師
本所	2	20	・うつ病家族教室 ・精神障害者家族教室	精神科医師 精神保健福祉士
支所	1	15	・精神障害家族教室（家族の集い）	精神科医師 精神保健福祉士

エ メンタルヘルスサポーター育成事業

精神保健福祉ボランティア養成講座修了者の中から本人の同意を得て、メンタルヘルスサポーターとして依頼等し、各種事業への参加・協力を得ている。

(ア) 活動内容

(令和6年度)

区分	委嘱者数	活動協力人数(延)	活動内容
本所	16	91	<ul style="list-style-type: none"> ・社会復帰施設、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター精神障害者自助グループにおける活動への協力 ・依存症問題啓発週間における街頭キャンペーンへの協力 ・精神保健福祉ボランティア養成事業への協力 ・地域精神保健福祉推進協議会の研修会などに参加
支所	11	28	

(イ) 連絡会及び研修会

(令和6年度)

区分	回数	参加人数(延)	内容
本所	3	21	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会、報告会 ・研修会 講義「相談場面での上手な声のかけ方、話の聴き方」 座談会
支所	2	18	<ul style="list-style-type: none"> ・活動打ち合せ、情報交換等 ・研修会 講義「メンタルヘルス対策としてのアンガーマネジメントについて」

(ウ) 交流会

(令和6年度)

区分	回数	参加人数(延)	内容
本所 支所	1	7	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会は研修会と同時開催

オ 精神障害者家族教室等開催事業

精神障害者を抱える家族が座談会や講義、個別相談を通して、家族のもつ悩みを話し合い、病気に対する正しい理解を深めるための家族教室を実施した。

(令和6年度)

区分	回数	参加人数(延)	内容	講師
本所	1	5	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「当事者の体験談を通して、親亡き後に向け今できることを考える」 ・体験談発表（ピアフレンズ） ・座談会 	精神保健福祉士
支所	1	15	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「精神疾患の症状・経過、治療について～統合失調症を中心に～」 ・情報提供「障害福祉サービスの利用について」、「メルヘン家族会について」 	精神科医師 精神保健福祉士

カ 地域精神保健福祉ネットワーク推進事業

医療機関、相談支援事業所、市等の関係機関の関係者による連絡会等の開催を通じて、地域の課題や対応を検討しネットワークの構築等に取り組んでいる。

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、障害福祉計画等と整合性を図りながら基盤整備を推し進めている。

(ア) 事例検討会・ケア会議

(令和6年度)

区分	回数	事例数 (延)	参加人 数(延)	内 容	出 席 者
本所	22	43	196	<ul style="list-style-type: none"> ・退院後の支援について ・指示的な言い方にパニックにとなり、思いの表出が少ないひきこもり状態の本人への支援について ・何年も自室に引きこもっているが、本人自身には生活に困り感がなく、受診やサービス利用等の支援に繋がらないケースへの支援 	本人、家族 精神科医療機関関係者 市関係者 社会復帰施設職員 心の健康センター職員 相談支援事業所職員 等
支所	7	7	42	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害をベースに持つ薬物依存の20代男性とその家族への支援について ・統合失調症と心不全を持つ60代男性とその兄の支援について 等 	本人、家族 市関係者 社会復帰施設職員 精神科医療機関関係者 相談支援事業所職員 心の健康センター職員 等

(イ) 地域精神保健福祉連絡会議（担当者）

(令和6年度)

区分	回数	参加人数 (延)	内 容	出 席 者
本所	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換 ・管内の精神保健福祉事業について ・自殺の現状について 	病院関係者、地域活動支援センター、就労支援事業所、市関係者 等
支所	1	7		

(ウ)にも包括支援連絡会

(令和6年度)

区分	回数	参加人数 (延)	内 容	出 席 者
本所	2	6	打合せ ・実務者会議の方向性や内容について協議 ・圏域の現状・課題について共有	県構築推進アドバイザー
本所	3	15	3市へのヒアリング ・市の相談体制等、「にも包括」構築に 関する現状について ・実務者会議の方向性について	市担当職員
本所	1	28	にも包括支援連絡会（実務者会議） ・ミニ講義「にも包括」 ・砺波圏域における現状と課題、今後の 方向性について ・意見交換	精神科医療機関職員、市担当 職員、相談支援事業所相談支 援専門員、基幹相談支援セン ター職員、県構築推進アドバ イザー 等

キ 精神障害者(措置入院患者)の退院後支援事業

県は「富山県措置入院者等退院後支援マニュアル」を平成30年11月に作成し、退院後支援計画について本人の同意を得て、原則6か月支援を行っている。厚生センターでは関係機関等と協力し、退院後支援の取り組みを行っている。

(令和7年3月31日現在)

退院後支援計画作成の要否意見書 受理件数	退院後支援計画作成の 決定件数	本人の同意	
		有	無
2件	0件	0件	2件

ク 地域精神保健福祉推進協議会育成

地域住民の精神保健福祉に関する知識の普及啓発に努め、精神障害者等の自立と社会復帰に対する関心を深め、その支援・促進のための基盤づくりを図り、地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的に組織育成を図っている。

(令和6年度)

名 称	設立年月	開催 回数	参加人 数(延)	内 容
砺波地域精神保健福祉 推進協議会	平成7年2月	4	116	幹事会、理事会、研修会
小矢部心を考える会	平成9年12月	3	69	役員会、総会、研修会

(4) 自殺対策事業

自殺による死亡が全国的に3万人を超え、富山県の平成17年自殺死亡率が全国第5位になったことを受け、平成19年度から厚生センター事業として位置づけられたもの。

心の健康づくりに関する学習会や相談会などを通して、地域住民が自殺の現状やうつ病についての理解を深め、住民自らが地域の特性に応じた効果的なうつ病予防や自殺対策を推進できることを目的としている。

ア 地域自殺対策推進事業

市と連携をとりながら地域の特性に応じた自殺対策を推進している。

(ア) 関係者連絡会及び研修会

(令和6年度)

回数	参加人数	内 容
1	15	精神・自殺対策事業担当者研修会 ・講 演「対応に困った時の上手な話の聴き方、声のかけ方」
1	15	精神・自殺対策事業担当者連絡会 ・3市新規・重点事業の報告、管内データの情報提供 ・情報交換：精神保健福祉法の改正に伴う相談体制など

(イ) 普及啓発

(令和6年度)

内 容	
パンフレット等の配布	・自殺予防週間における街頭キャンペーン ・研修会、家族教室 ・管内事業所等代表、安全衛生担当者 等

イ 精神科医・一般科医うつ病連携強化事業

精神科医、一般科医と保健関係との連携体制を構築することを目的に23年度から取り組んでいる。

(令和6年度)

区分	回数	参加人数	内 容	対 象 者
連絡会	0	—	—	—

ウ アルコール関連問題啓発週間事業

アルコール健康障害対策基本法において、11月10日から同月16日までのアルコール関連問題啓発週間が定められたことから、地域住民のアルコール関連問題に関する关心と理解を深めることを目的に、街頭啓発キャンペーン等を実施した。

(令和6年度)

実 施 日	実 施 場 所	内 容	対 象 者
令和6年 11月10日～16日	・南砺市内ショッピングセンター ・厚生センター 等	啓発用物品配布	ショッピングセンター利用者 各種保健事業参加者

*ショッピングセンターでは、断酒会と連携して実施

エ ギャンブル等依存症問題啓発週間

ギャンブル等依存症対策基本法において、5月14日から同月20日までのギャンブル等依存症問題啓発週間が定められたことから、地域住民に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めることを目的に、街頭啓発キャンペーン等を実施した。

(令和6年度)

実 施 日	実 施 場 所	内 容	対 象 者
令和6年 5月14日～20日	・南砺市内ショッピングセンター ・厚生センター 等	啓発用物品配布	ショッピングセンター利用者 各種保健事業参加者

オ 地域メンタルヘルスサポート事業

管内の実情とニーズに対応しつつ、地域の自殺対策力を効果的に向上させる観点から、次の研修・教室等から組み合わせて年間2回程度実施。

- ・うつや認知症等の患者家族を対象とした教室、情報交換会の定期開催
- ・商工会等と連携し、小規模事業所の事業主等に対しメンタルヘルスに関する情報提供を実施
- ・民生委員、自治会長等、地域において見守り役となる方々を対象にメンタルヘルスに関する研修を実施

(令和6年度)

区分	回数	参加人数 (延)	内 容	対象者
本所	2	15	うつ病家族教室（1回） ・講義「うつ病の特徴と状態に合わせた関わり方」 ・座談会	家族、医療機関、 市関係者 等
		8	アルコール依存症家族教室（1回） ・講義「アルコール依存症の正しい理解と家族の関わり方」 ・座談会	当事者、家族、 市関係者 等
支所	2	43	こころの健康出前講座 ・講義「より良い睡眠をとるために」	ふれあいいきい きサロン参加者 等
		15	こころの健康出前講座 ・講義「より良い睡眠をとるために」	ふれあいいきい きサロン参加者 等

6 難病対策

原因が不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない、いわゆる難病に対して、国では昭和47年に策定された「難病対策要綱」などに基づき所要の施策を講じてきた。平成27年1月「難病の患者に対する医療などに関する法律」及び「改正児童福祉法」により、難病及び小児慢性特定疾患の医療費助成制度とともに患者への在宅療養支援事業を行っている。県単独制度9疾患、小児慢性特定疾患16分類及び先天性血液凝固因子障害に対し、また国制度の医療費助成の対象疾患は令和6年4月より難病のうち特定医療費（指定難病）341疾患へと拡充した疾患に対し医療費の一部助成を行っている。

(1) 特定医療費（指定難病）受給者証交付状況

(令和7年3月31日)

疾 患 名	砺波市	南砺市	小矢部市	総 数
002 筋萎縮性側索硬化症	3	3	7	13
005 進行性核上性麻痺	9	6	8	23
006 パーキンソン病	46	70	32	148
007 大脳皮質基底核変性症	1	3	3	7
008 ハンチントン病	0	1	1	2
010 シャルコー・マリー・トゥース病	1	1	0	2
011 重症筋無力症	11	13	4	28
013 多発性硬化症／視神経脊髄炎	11	12	5	28
014 慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	0	1	0	1
015 封入体筋炎	1	0	1	2
016 クロウ・深瀬症候群	1	0	0	1
017 多系統萎縮症	4	4	5	13
018 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	24	9	16	49
021 ミトコンドリア病	1	0	0	1
022 もやもや病	9	7	5	21
027 特発性基底核石灰化症	1	0	0	1
028 全身性アミロイドーシス	4	3	2	9
030 遠位型ミオパチー	0	2	0	2
034 神経線維腫症	0	0	1	1
035 天疱瘡	1	1	1	3
039 中毒性表皮壊死症	1	0	0	1
040 高安動脈炎	3	3	1	7
041 巨細胞性動脈炎	0	0	1	1
042 結節性多発動脈炎	1	0	1	2
043 頸微鏡的多発血管炎	3	8	4	15
044 多発血管炎性肉芽腫症	1	2	0	3
045 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	4	4	4	12
046 悪性関節リウマチ	0	2	3	5
048 原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1	1	3
049 全身性エリテマトーデス	18	19	11	48
050 皮膚筋炎／多発性筋炎	9	14	3	26
051 全身性強皮症	9	11	13	33
052 混合性結合組織病	1	2	1	4
053 シェーグレン症候群	5	9	2	16
054 成人発症スチル病	4	1	0	5
056 ベーチェット病	0	6	4	10
057 特発性拡張型心筋症	5	5	5	15
058 肥大型心筋症	1	1	1	3
060 再生不良性貧血	3	3	6	12

疾 患 名	砺波市	南砺市	小矢部市	総 数
061 自己免疫性溶血性貧血	0	0	1	1
063 特発性血小板減少性紫斑病	5	8	4	17
064 血栓性血小板減少性紫斑病	0	1	0	1
065 原発性免疫不全症候群	2	0	0	2
066 IgA腎症	6	2	2	10
067 多発性囊胞腎	6	4	2	12
068 黄色韌帶骨化症	5	6	3	14
069 後縫韌帶骨化症	10	14	14	38
071 特発性大腿骨頭壞死症	4	8	5	17
072 下垂体性ADH分泌異常症	0	0	1	1
073 下垂体性TSH分泌亢進症	1	0	0	1
074 下垂体性PRL分泌亢進症	1	1	1	3
075 クッシング病	1	0	0	1
077 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	1	5	2	8
078 下垂体前葉機能低下症	9	6	6	21
079 家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0	4	0	4
081 先天性副腎皮質酵素欠損症	1	0	0	1
084 サルコイドーシス	6	9	4	19
085 特発性間質性肺炎	5	4	5	14
086 肺動脈性肺高血圧症	3	0	0	3
088 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	3	3	3	9
089 リンパ脈管筋腫症	1	0	1	2
090 網膜色素変性症	1	2	3	6
093 原発性胆汁性胆管炎	1	5	2	8
094 原発性硬化性胆管炎	0	1	0	1
095 自己免疫性肝炎	1	2	1	4
096 クローン病	29	16	18	63
097 潰瘍性大腸炎	46	38	19	103
098 好酸球性消化管疾患	0	2	0	2
107 若年性特発性関節炎	1	1	1	3
113 筋ジストロフィー	6	9	0	15
124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	2	0	0	2
127 前頭側頭葉変性症	3	2	1	6
158 結節性硬化症	0	1	0	1
162 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1	1	0	2
167 マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	0	1	0	1
172 低ホスファターゼ症	1	0	0	1
220 急速進行性糸球体腎炎	0	2	1	3
221 抗糸球体基底膜腎炎	2	1	0	3
222 一次性ネフローゼ症候群	4	6	3	13
226 間質性膀胱炎(ハンナ型)	3	1	2	6
228 封塞性細気管支炎	0	1	0	1
240 フェニルケトン尿症	0	2	0	2
266 家族性地中海熱	1	0	0	1
271 強直性脊椎炎	1	6	1	8
276 軟骨無形成症	0	1	0	1
280 巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	0	1	0	1
283 後天性赤芽球癆	0	1	2	3
300 IgG4関連疾患	0	1	0	1
306 好酸球性副鼻腔炎	9	6	9	24
328 前眼部形成異常	0	0	1	1
331 特発性多中心性キャッスルマン病	1	0	0	1
総 数	380	412	270	1062

(2) 特定疾患医療費受給者証交付状況

ア 国制度（通院・入院とも対象となる疾患）

(令和7年3月31日)

疾 患 名	本所		支所 小矢部市	計
	砺波市	南砺市		
ス モ ン	—	2	—	2
プリオニン病*	—	—	—	—
劇 症 肝 炎	—	—	—	—
重 症 急 性 脾 炎	—	—	—	—
計	—	2	—	2

*ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る

イ 県単独制度（入院のみ対象となる疾患）

9疾患が指定されている。

(令和7年3月31日)

疾 患 名	本所		支所 小矢部市	計
	砺波市	南砺市		
メニール病	—	—	—	—
突発性難聴	2	2	—	4
不応性貧血	3	3	—	6
計	5	5	—	10

(3) 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況

対象者 18歳未満 ただし治療の継続は20歳未満まで延長可能 (令和7年3月31日現在)

疾 患 群	本 所		支 所 小矢部市	計
	砺波市	南砺市		
1 慢 性 新 生 物	7	4	3	14
2 慢 性 腎 疾 患	—	1	—	1
3 慢 性 呼 吸 器 疾 患	1	1	—	2
4 慢 性 心 疾 患	2	8	2	12
5 内 分 泌 疾 患	7	9	3	19
6 膠 原 病	2	1	0	3
7 糖 尿 病	2	1	3	6
8 先 天 性 代 謝 異 常	1	2	2	5
9 血 液 疾 患	—	3	1	4
10 免 疫 疾 患	1	—	—	1
11 神 経 ・ 筋 疾 患	1	2	6	9
12 慢 性 消 化 器 疾 患	7	4	5	16
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う疾患	1	—	—	1
14 皮 膚 疾 患 群	—	—	—	—
15 骨 系 统 疾 患	—	—	—	—
16 脈 管 系 疾 患	—	—	—	—
計	32	36	25	93

(4) 先天性血液凝固因子障害医療受給者証交付状況 (令和7年3月31日)

交付数	本 所	支 所
4	3	1

(5) 難病患者地域支援対策推進事業

難病患者・家族の療養上の不安の解消を図り、きめ細かな支援を行うことを目的に検討会や療養相談会等を実施している。

ア 地域難病ケア連絡会

(令和6年度)

区分	回数	参加人数	内 容	出 席 者
本所	1	23	報告・取組紹介 (1)管内の難病患者の状況と災害対策 (2)取組報告： • 神経難病患者における被災後の災害対策 • 個別避難計画の見直し • 災害時支え合いマップづくりの取り組み 意見交換：各機関の取組と課題	医師、保健師、看護師、介護支援専門員、理学療法士 等

イ 在宅療養支援検討会

(令和6年度)

区分	回数	検討事例数	内 容	出 席 者
本所	4	23	神経難病患者等の在宅療養支援について	医師、保健師、看護師、介護支援専門員、理学療法士、介護士、福祉用具業者 等
支所	11	54		医師、保健師、看護師、理学療法士、介護支援専門員、福祉用具業者等

ウ 訪問相談事業

区分	年度	実人数	延人数
本所	5	23	87
	6	26	76
支所	5	22	48
	6	23	50

エ 療養相談会事業

(令和6年度)

区分	対象者	実施回数	参加人数(延)	内 容	講 師
本所 支所 合同	パーキンソン病、 脊髄小脳変性症 等 神経難病患者及び家族	4	17 (28)	・講義「自宅でできるリハビリ・ 転倒予防のコツ」 ・笑いヨガ ・講義「今日から始める食事のす すめ」 ・創作活動	理学療法士 笑いヨガ認定 リーダー ¹ 言語聴覚士 管理栄養士 フラワー装飾 技能士

オ 難病ボランティア育成事業

(ア) 難病ボランティア活動

(令和6年度)

実施回数	参加人数(延)	内 容
6	14 (27)	・難病ボランティア連絡会 ・療養相談会への参加協力

(イ) 難病ボランティア養成講座

(令和6年度)

実施回数	参加人数(延)	内 容
—	—	未開催

カ 難病患者支援者研修会

(令和6年度)

区分	対象者	実施回数	参加人数	内 容
本所 支所 合同	管内の難病患 者に関わる保 健・医療・福 祉・災害関係者	1	26	講演「在宅難病患者への平時からの備え・支援・ ネットワークづくり」 災害図上訓練「DIGをやってみよう」
支所	—	—	—	未開催

7 原爆被爆者対策

原爆被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」により、被爆者手帳を交付し、健康診断による健康管理、医療の給付（医療費の公費負担（国費））、各種手当の支給等の援護対策が講じられている。

（令和7年3月31日）

区分		手帳交付者数	健康診断受診者数				手当等受給者数						
							国制度			県制度			
			上期	希望	がん	下期	健康管理手当	葬祭料	一般疾病医療費等	交通手当	見舞金	弔慰金	介護保険利用
本所	砺波市	2	-	-	-	-	2	1	-	-	1	-	1
	南砺市	3	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
支所	小矢部市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

8 肝炎治療特別促進事業

B型及びC型ウイルス性肝炎患者の早期治療の促進と肝硬変や肝がんの予防を図ることを目的として平成20年4月よりB型及びC型ウイルス性肝炎患者に対するインターフェロン治療、平成22年度よりB型ウイルス性肝炎患者に対する核酸アナログ製剤治療について医療費助成を実施している。平成26年よりインターフェロンフリー治療が助成対象となった。平成27年度は、インターフェロンフリー治療の再治療が助成開始となり、新薬の助成拡大も続いている。

平成27年度より、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業（検査費用助成）も開始された。

(1) ウイルス性肝炎医療費助成事業

肝炎治療受給者証交付状況

年度	区分		インターフェロン治療				インターフェロンフリー治療		核酸アナログ治療	
			新規	2回目	有効期間延長		新規	再治療		
					72週	副作用				
5	本所	砺波市	-	-	-	-	2	-	73	
		南砺市	-	-	-	-	1	-	97	
	支所	小矢部市	-	-	-	-	-	-	39	
6	本所	砺波市	-	-	-	-	-	-	75	
		南砺市	-	-	-	-	2	-	93	
	支所	小矢部市	-	-	-	-	2	-	40	

（注）核酸アナログ治療は、令和7年3月31日現在の受給者数

(2) ウィルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

検査費用助成事業申請件数

年度	区 分		初回精密検査	定期検査	厚生センターの フォローアップ人数
5	本所	砺波市	-	4	2
		南砺市	1	4	1
	支所	小矢部市	-	-	7
6	本所	砺波市	-	4	2
		南砺市	-	3	1
	支所	小矢部市	-	-	7

※件数は請求件数(定期検査は年度内2回助成対象となる)

9 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

平成30年12月診療分からB型・C型肝炎ウィルスに起因する肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）患者の入院医療費の助成が開始された。

(1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付状況

年度	区 分		70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上
5	本所	砺波市	-	-	1
		南砺市	-	1	-
	支所	小矢部市	1	-	-
6	本所	砺波市	-	-	1
		南砺市	-	-	1
	支所	小矢部市	-	1	-

(2) 新規研究参加者の年代区分別内訳

年度	区 分		70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上
5	本所	砺波市	-	-	1
		南砺市	-	-	-
	支所	小矢部市	1	-	-
6	本所	砺波市	-	-	-
		南砺市	-	-	1
	支所	小矢部市	-	-	-

10 石綿による健康被害救済制度に係る委託業務

この制度は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族で、労災補償等の対象とならない者に対し迅速な救済を図ることを目的に「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年2月10日公布)」に基づき創設されたもので、対象となる「指定疾病」は、石綿を吸引することにより発症する「中皮腫」及び「肺がん」であったが、平成22年7月1日から「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」と「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加されている。

厚生センターは、この制度における認定の申請及び救済給付の請求に係る業務の一部（受付業務）を「独立行政法人環境再生保全機構」から受託している。

年度	区分	認定申請	療養手当請求	葬祭料請求	特別遺族弔慰金 ・特別葬祭料請求
6	本所	砺波市	-	-	-
		南砺市	-	-	-
	支所	小矢部市	1	-	-
18 5	本所	砺波市	1	1	-
		南砺市	7	6	1
	支所	小矢部市	4	3	-
					1

11 骨髄バンク事業

新規登録者数の確保をめざし、平成23年より移動献血並行型ドナー登録会、平成27年度から砺波厚生センターでの登録及び相談窓口を開設している。

(令和6年度)

区分	開催回数	登録者数
砺波厚生センター	2	1
移動献血並行型	2	3

第3 生 活 衛 生

1 食品衛生

管内では、過去に焼肉チェーン店での大規模な食中毒事件が発生し、指導・啓発に努めているところであるが、全国的には肉の生食や加熱不十分な料理を原因とする食中毒が依然として発生していることから、引き続き、管内の飲食店等に対して、食中毒の発生防止、肉の生食による危険性について周知に努めた。

更に、全国的にもアニサキスによる食中毒が多発し、令和6年の食中毒事件数では最も多く発生し全体の32%を占めていることから、生鮮魚介類の寄生虫による食中毒防止対策についても周知・啓発に努めている。

また、平成30年6月に食品衛生法が改正され、原則すべての食品等事業者に対しHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、HACCP導入を支援・指導した。

令和3年6月の改正法施行により、営業許可制度の見直しと営業届出制度が創設され、食品事業者からの相談に対応した。

その他、各種団体の要望に応じ、食品営業関係者や消費者への衛生教育、講習会を実施し、食中毒発生防止のため衛生知識の普及啓発を図った。

(1) 食品関係営業施設数及び監視指導状況

年 度	区分	本 所						支 所										
		施 設 数	許可件数		廃 業 数	監 視 件 数	処分件数			施 設 数	許可件数		廃 業 数	監 視 件 数	処分件数			
			継 続 数	新 規 数			許 可 取 消 營 業 禁 停 止	施 設 取 扱 營 業 改 善 命 令	食 品 等 の 廢 棄		許 可 取 消 營 業 禁 停 止	施 設 取 扱 營 業 改 善 命 令		食 品 等 の 廢 棄				
5	営業許可	飲食店(含喫茶店)	1,058	131	93	171	1,056	—	—	—	288	29	28	25	302	—	—	—
		製造業	408	60	53	42	476	—	—	—	109	4	19	0	179	—	—	—
		販売業	93	19	6	9	126	—	—	—	28	3	1	6	53	—	—	—
		小計	1,559	210	152	222	1,658	—	—	—	425	36	48	31	534	—	—	—
		営業届出*	874	—	—	—	277	—	—	—	223	—	—	—	149	—	—	—
		ふぐ条例による認証	13	4	—	1	18	—	—	—	4	1	1	—	7	—	—	—
		計	2,446	214	152	223	1,953	—	—	—	652	37	49	31	690	—	—	—
6	営業許可	飲食店(含喫茶店)	953	160	85	153	1,123	—	—	—	274	29	32	39	293	—	—	—
		製造業	412	54	28	83	534	—	—	—	103	14	7	13	139	—	—	—
		販売業	85	19	1	5	128	—	—	—	27	6	1	2	49	—	—	—
		小計	1,450	233	114	241	1,785	—	—	—	404	49	40	54	481	—	—	—
		営業届出*	868	—	—	—	276	—	—	—	193	—	—	—	125	—	—	—
		ふぐ条例による認証	13	—	—	—	22	—	—	—	4	—	—	—	5	—	—	—
		計	2,331	233	114	241	2,083	—	—	—	601	49	40	54	611	—	—	—

*法改正前の条例の規定により届出をしている漬物製造業を含む

(2) 旧法に基づく食品営業許可施設数

(令和7年3月31日現在)

区分	本所	支所	計
飲食店営業	一般食堂 レストラン等	87	34
	仕出し屋・弁当屋	24	6
	旅館	19	1
	その他	104	26
	小計	234	67
喫茶店営業	30	10	40
菓子製造業	43	6	49
あん類製造業	-	-	-
アイスクリーム類製造業	6	2	8
乳処理業	-	-	-
特別牛乳搾取処理業	-	-	-
乳製品製造業	1	-	1
集乳業	-	-	-
食肉処理業	3	2	5
食肉販売業	8	1	9
食肉製品製造業	1	-	1
魚介類販売業	15	3	18
魚介類競り売り営業	-	-	-
魚肉ねり製品製造業	-	1	1
食品の冷凍又は冷蔵業	3	1	4
食品の放射線照射業	-	-	-
清涼飲料水製造業	1	-	1
乳酸菌飲料製造業	-	-	-
氷雪製造業	-	-	-
みそ製造業	3	3	6
醤油製造業	-	1	1
ソース類製造業	2	1	3
酒類製造業	1	-	1
豆腐製造業	4	-	4
納豆製造業	1	-	1
めん類製造業	7	-	7
そうざい製造業	16	4	20
缶詰又は瓶詰食品製造業	1	2	3
添加物製造業	1	-	1
食用油脂製造業	-	-	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-
計	381	104	485

(3) 新法に基づく食品営業許可施設数

(令和7年3月31日現在)

区分	本所	支所	計
飲食店営業	685	197	882
調理機能を有する自動販売機	4	-	4
食肉販売業	23	9	32
魚介類販売業	39	14	53
魚介類競り売り営業	-	-	-
集乳業	-	-	-
乳処理業	2	-	2
特別牛乳搾取処理業	-	-	-
食肉処理業	3	2	5
食品の放射線照射業	-	-	-
菓子製造業	135	28	163
アイスクリーミュ類製造業	3	1	4
乳製品製造業	4	-	4
清涼飲料水製造業	9	-	9
食肉製品製造業	2	1	3
水産製品製造業	3	6	9
氷雪製造業	-	-	-
液卵製造業	-	-	-
食用油脂製造業	1	-	1
みそ又はしょうゆ製造業	14	3	17
酒類製造業	11	1	12
豆腐製造業	10	4	14
納豆製造業	-	-	-
麵類製造業	17	2	19
そうざい製造業	57	13	70
複合型そうざい製造業	-	1	1
冷凍食品製造業	6	1	7
複合型冷凍食品製造業	-	-	-
漬物製造業	32	16	48
密封包装食品製造業	7	-	7
食品の小分け業	1	1	2
添加物製造業	1	-	1
計	1,069	300	1,369

(4) 旧法に基づく飲食店営業施設数

(令和7年3月31日現在)

区分	本所	支所	計
食 堂	77	23	100
中 華 料 理	5	-	5
す し	3	1	4
め ん 類	10	2	12
仕出し弁当	24	6	30
旅 館	19	1	20
料 理	5	3	8
社 交 飲 食	2	-	2
軽 飲 食	35	8	43
喫 茶 軽 食	30	10	40
そ う 菜	12	2	14
自動販売機	-	-	-
自 動 車	7	4	11
軽 食	5	-	5
計	234	60	294

(5) 新法に基づく飲食店営業施設数

(令和7年3月31日現在)

区分	本所	支所	計
食 堂	196	52	248
中 華 料 理	7	3	10
す し	13	3	16
め ん 類	19	10	29
仕出し弁当	51	16	67
旅 館	49	3	52
料 理	25	10	35
社 交 飲 食	3	-	3
軽 飲 食	114	33	147
喫 茶 軽 食	113	27	140
そ う 菜	18	4	22
自 動 車	43	37	80
軽 食	15	6	21
簡 易	1	-	1
臨 時	18	-	18
計	685	204	889

(6) 市町村別集団給食施設数

(令和7年3月31日現在)

区分	本 所			支 所 小矢部市	計
	砺波市	南砺市	小計		
学校	1	6	7	-	7
幼稚園	-	-	-	-	-
保育園	3	12	15	3	18
病院	4	-	4	1	5
社会福祉施設	10	7	17	7	24
事業所	-	-	-	-	-
その他	3	2	5	1	6
計	21	27	48	12	60

(7) 不良食品等発生状況

年度	区分	総数	腐敗	敗敗	有毒物質	病原微生物汚染	不潔物入混	成規格	添加物使用基準	不表示
5	本 所	3	-	-	-	-	-	-	-	3
	支 所	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	計	4	-	-	-	-	-	-	-	4
6	本 所	5	1	-	1	-	-	-	-	3
	支 所	4	-	-	-	2	-	-	-	2
	計	9	1	-	1	2	-	-	-	5

(8) 食中毒発生状況

年度	区分	発生件数	患者数	原因物質別事件数									食中毒注意報発令回数(内警報)	
				サルモネラ属菌	ブドウ球菌	病大腸菌	原大腸菌	カンピロバクター	ノロウイルス	アニサキス(アニサキス様含む)	クドア	自然毒	化学物質	
5	本所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6	本所	4	9	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	4(1)
	支所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	4	9	-	-	-	-	-	3	1	-	-	-	

(9) 簡易試験検査実施状況

年度	区分	検査総数	ATP検査	飲料水残留塩素
			検査数	検査数
5	本所	605	562	43
	支所	374	326	48
	計	979	888	91
6	本所	653	599	54
	支所	259	209	50
	計	912	808	104

(10) 衛生教育状況

年度	区分	食品関係営業		その他	
		回数	人数	回数	人数
5	本所	16	471	4	72
	支所	11	297	3	61
	計	27	768	7	133
6	本所	16	414	5	56
	支所	9	251	3	113
	計	25	665	8	169

2 環境衛生

管内の環境衛生営業関係施設に対して、その衛生水準を確保するため、営業許可、確認検査、試験検査及び監視指導等を実施した。

公衆浴場及び旅館業については、レジオネラ対策として入浴施設について重点監視を実施し、管理が不適な施設に対しては、消毒及び管理方法等の改善を指導した。

(1) 環境衛生営業許可施設数及び監視指導状況

	本 所				支 所				計			
	5 年度		6 年度		5 年度		6 年度		5 年度		6 年度	
	施設数	監視件数										
旅 館	123	38	121	36	7	2	7	1	130	40	128	37
理容所	102	19	101	17	28	8	28	-	130	27	129	17
美容所	222	41	228	43	54	13	55	5	276	54	283	48
クリーニング所	75	3	74	1	17	3	16	-	92	6	90	1
興行場	9	1	9	1	1	1	1	1	10	2	10	2
公衆浴場	35	14	34	24	9	6	9	5	44	20	43	29
計	566	116	567	122	116	33	116	12	682	149	683	134

(2) 市町村別環境衛生営業施設数

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

	本 所			支 所		計
	砺波市	南砺市	小計	小矢部市		
旅 館	25	96	121	7	128	
理容所	48	53	101	28	129	
美容所	120	108	228	55	283	
クリーニング所	42	32	74	16	90	
興行場	2	7	9	1	10	
公衆浴場	12	22	34	9	43	
計	249	318	567	116	683	

(3) その他の環境衛生施設数及び立入検査状況

	本 所				支 所				計			
	5 年度		6 年度		5 年度		6 年度		5 年度		6 年度	
	施設数	立 入 檢査数										
特定建築物	34	23	35	13	8	7	8	5	42	30	43	18
遊泳用プール	10	9	10	9	3	3	3	2	13	12	13	11
淨 化 槽	4, 860	-	4, 256	-	3, 191	-	3, 108	-	8, 051	-	7, 364	-
計	4, 904	32	4, 301	22	3, 202	10	3, 119	7	8, 106	42	7, 420	29

(4) 市町村別その他の環境衛生施設数

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

	本 所			支 所		計
	砺波市	南砺市	小計	小矢部市		
特定建築物	23	12	35	8	43	
遊泳用プール	4	6	10	3	13	
淨 化 槽	3, 687	569	4, 256	3, 108	7, 364	
計	3, 714	587	4, 301	3, 119	7, 420	

(5) 市町村別温泉施設数

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

	本 所			支 所		計
	砺波市	南砺市	小計	小矢部市		
泉 源	7	28	35	7	42	
温泉利用施設	14	31	45	2	47	
計	21	59	80	9	89	

3 水道

より安全で衛生的な水質を確保するため、水道施設及び水源地の立入検査を実施した。

(1) 水道施設数及び監視指導状況

	本 所				支 所				計			
	5年度		6年度		5年度		6年度		5年度		6年度	
	施設数	立 入 検査数										
上水道	2	1	2	1	1	1	1	1	3	2	3	2

(2) 市町村別水道施設数

(令和7年3月31日現在)

	本 所			支 所	計
	砺波市	南砺市	小計		
上水道	1	1	2	1	3

(3) 市町村別水道普及状況

(令和6年3月31日現在)

	本 所		支 所	富山県	全 国
	砺波市	南砺市			
普及率(%)	99.1	99.7	67.3	93.9	98.2

4 薬事

薬局、医薬品販売業、医療機器販売（貸与）業及び毒物劇物販売業等の許可・登録業務やこれらの施設に対する監視指導を実施し、医薬品、毒物劇物等の適正管理の徹底を期した。

また、近年深刻な社会問題となっている薬物乱用防止対策については、薬物乱用防止指導員地区協議会を組織し、会員による研修会等での講演や資料配布など地域に根ざした啓発活動を行った。

(1) 薬事営業施設数及び監視指導状況

	本 所				支 所				計			
	5年度		6年度		5年度		6年度		5年度		6年度	
	施設数	監視件数										
薬局	46	23	50	26	12	7	10	7	58	30	60	33
薬局医薬品製造業・製造販売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医薬品販売業	28	18	29	12	10	2	10	2	38	20	39	14
卸売販売業	3	—	2	2	2	—	2	1	5	—	4	3
地域連携薬局・専門医療機関連携薬局	4	2	5	—	1	—	1	1	5	2	6	1
高度管理医療機器販売(貸与)業	57	25	57	25	10	4	9	4	67	29	66	29
管理医療機器販売(貸与)業	240	16	242	15	71	1	60	5	311	17	302	20
毒物劇物販売業	一般	18	10	17	7	4	1	1	22	11	18	8
農業用品目	18	8	18	3	7	1	4	3	25	9	22	6
特定品目	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1	—
毒物劇物運送業	1	—	1	—	—	—	—	—	1	—	1	—
計	416	102	422	90	117	16	97	24	533	118	519	114

(2) 市町村別薬事営業施設数

(令和7年3月31日現在)

	本 所			支 所	計
	砺波市	南砺市	小計		
薬局	31	19	50	10	60
薬局医薬品製造業・製造販売業	—	—	—	—	—
医薬品販売業	16	13	29	10	39
卸売販売業	—	2	2	2	4
地域連携薬局・専門医療機関連携薬局	1	4	5	1	6
高度管理医療機器販売(貸与)業	36	21	57	9	66
管理医療機器販売(貸与)業	118	124	242	60	302
毒物劇物販売業	一般	11	6	17	18
農業用品目	9	9	18	4	22
特定品目	—	1	1	—	1
毒物劇物運送業	1	—	1	—	1
計	223	199	422	97	519

(3) 薬物乱用防止対策事業

ア 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

日 時 令和6年7月7日 午後1時～3時

場 所 イオンモールとなみ

活動内容 薬物乱用防止に係る啓発資材配布及び呼びかけ

イ 薬物乱用防止駅前街頭キャンペーン

日 時 令和6年11月12日 午前7時～8時

場 所 あいの風とやま鉄道 石動駅

活動内容 薬物乱用防止に係る啓発資材配布及び呼びかけ

ウ 薬物乱用防止教室

(令和6年度)

区分	対象	回数	人数
本所	管内小学校6年(及び教諭)	2回	83名(6名)
支所	—	—	—

エ 富山県薬物乱用防止指導員砺波地区協議会総会及び研修会

日 時 令和6年9月6日 午後2時10分～3時15分

場 所 砧波厚生センター 2F講堂

講 師 富山県心の健康センター 主任

演 題 「依存症の回復支援」

5 狂犬病予防及び動物愛護管理

管内には4,802頭の犬の登録があり、適正な飼養管理及び危害防止等について指導した。

令和元年6月「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、動物取扱業の更なる適正化、動物の適正飼養のための規制強化、マイクロチップの義務化等が盛込まれた。これに伴い、ペットショップ等の登録業者に対し適宜指導を行った。

(1) 狂犬病予防、動物愛護管理事業状況

年度	区分	保護	引き取り		負傷動物		返還		譲渡		センター送致		
		犬	犬	ねこ	犬	ねこ	犬	ねこ	犬	ねこ	犬	ねこ	
			所有者	所有者									
5	本所	2	—	—	40	—	3	2	—	—	7	—	36
	支所	2	—	—	16	—	4	1	—	1	—	—	17
	計	4	—	—	56	—	7	3	—	1	7	—	53
6	本所	8	—	11	26	—	7	6	—	—	—	2	44
	支所	3	—	2	12	—	1	3	—	—	—	—	15
	計	11	—	13	38	—	8	9	—	—	—	2	59

(2) 狂犬病予防事業(市町村別)

年度	区分	本 所			支所	計
		砺波市	南砺市	小計		
5	登録頭数	2,062	1,721	3,783	1,105	4,888
	注射頭数	1,634	1,524	3,158	845	4,003
6	登録頭数	2,049	1,694	3,743	1,059	4,802
	注射頭数	1,555	1,481	3,036	833	3,869

(3) 相談受付状況

年度	区分	犬						猫			
		放浪	拾得	負傷	放飼い	その他	計	拾得	負傷	その他	計
5	本所	8	10	—	1	1	20	6	3	20	29
	支所	—	—	—	1	5	6	1	4	18	23
	計	8	10	—	2	6	26	7	7	38	52
6	本所	13	1	—	3	5	22	14	7	13	34
	支所	4	—	—	—	1	5	—	1	21	22
	計	17	1	—	3	6	27	14	8	34	56

(4) 第一種動物取扱業登録状況

(令和7年3月31日現在)

区分	登録施設数			監視数		
	本所	支所	計	本所	支所	計
施設数	21	5	26	7	7	14
種類別の登録数	販売	9	2	11	6	4
	保管	18	3	21	6	3
	貸出	1	1	2	1	1
	訓練	3	—	3	1	—
	展示	1	—	1	—	—
	計	32	6	38	14	8
						22

(5) 第二種動物取扱業届出状況

(令和7年3月31日現在)

区分	届出施設数		
	本所	支所	計
譲渡	2	—	2
保管	2 (1)	—	2 (1)
貸出	—	—	—
訓練	—	—	—
展示	1	1	2

*かっこ内は、イベント期間（14日間）のみの保管業の内数

第4 試験検査

1 臨床検査及び細菌検査実施状況

HIV迅速検査を毎週火曜日に実施し、当日中に受検者へ結果を報告している。

また、食品調理従事者、水道事業者等の腸内細菌検査を火・水曜日に実施し、感染症や食中毒の発生防止に努めている。

感染症発生時には患者接触者等の細菌検査を行い、感染の有無を確認している。

食中毒発生時には、食材や拭き取り、便などの検査を実施し、原因微生物の特定に努めている。

(1) 臨床検査

(令和7年3月31日現在)

検査項目		検査件数
腸内細菌	赤痢・サルモネラ	767
	腸管出血性大腸菌O157等	1,028
HIV迅速検査		51
計		1,846

(2) 感染症(疑い含む)に伴う細菌検査件数

(令和7年3月31日現在)

検便	食 材		拭き取り		その他		ペロ毒素産生性
	検体数	検査延数	検体数	検査延数	検体数	検査延数	
32	32	—	—	—	—	—	14

(3) 食中毒(疑い含む)に伴う検査件数

(令和7年3月31日現在)

	検体数	検査延数	検査項目							
			病原性大腸菌	サルモネラ属菌	黄色ブドウ球菌	カンピロバクター	セレウス菌	ノロウイルス	遺伝子検査ほか	
食品・食材	3	3	—	—	—	—	3	—	—	
拭き取り	15	35	5	5	5	—	15	—	5	
検便	26	219	26	26	26	26	26	11	78	
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	44	257	31	31	31	26	44	11	83	

2 食品衛生検査

食品の安全性を確保するため、夏期・年末を中心とした年間計画に基づき、食品の収去検査を実施している。不適事項については営業者に対して改善指導を行った。また、食品検査の管理基準（G L P）に基づき、検査精度の向上に努めている。

(1) 食品衛生検査実施状況

(令和7年3月31日現在)

区分	検体数	不適検体数
乳及び乳製品検査	24	2
細菌検査（乳及び乳製品を除く）	124	7
計	148	9

(2) 乳及び乳製品の試験検査内訳

(令和7年3月31日現在)

区分	検体数	細菌検査		理化学検査			
		細菌数	大腸菌群	無脂乳 固形分	乳脂肪分	比重	酸度
行政検査	牛 乳	4	4	4	4	4	4
	加 工 乳	2	2	2	—	—	2
	乳 飲 料	4	4	4	—	—	—
	アイスクリーム類	14	14	14	—	—	—
	計	24	24	24	6	4	6
依頼検査	牛 乳	—	—	—	—	—	—
	加 工 乳	—	—	—	—	—	—
	乳 飲 料	—	—	—	—	—	—
	アイスクリーム類	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
計	牛 乳	4	4	4	4	4	4
	加 工 乳	2	2	2	—	—	2
	乳 飲 料	4	4	4	—	—	—
	アイスクリーム類	14	14	14	—	—	—
	計	24	24	24	6	4	6

(3) 細菌検査（乳及び乳製品を除く）項目別内訳

(令和7年3月31日現在)

区分	検体数	細菌数	大腸菌群	大腸菌	黄色ブドウ球菌	カンピロバクター	サルモネラ	O157	その他
行政検査	弁当・そう菜等	90	89	—	90	90	—	—	—
	洋生菓子	8	8	8	—	8	—	—	—
	冷凍食品	8	8	7	1	—	—	—	—
	レトルト食品	4	—	—	—	—	—	—	4
	学校給食食品	10	10	—	10	10	—	—	—
	生食用カキ	1	1	—	1	—	—	—	1
	その他の	3	3	—	—	—	—	—	—
	計	124	119	15	102	108	—	—	5
依頼検査	弁当・そう菜等	—	—	—	—	—	—	—	—
	菓子	—	—	—	—	—	—	—	—
	冷凍食品	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		124	119	15	102	108	—	—	5

3 環境衛生試験検査

管内の飲用されている「とやまの名水」について収去し、検査を実施している。

また、公衆浴場・旅館施設等の立入時に、浴槽水のレジオネラ属菌等の水質検査を実施し、施設の適正な維持管理を指導した。

(1) 飲料水水質検査の状況

(令和7年3月31日現在)

区分	検査項目	検査件数	検査結果	
			適合	不適合
行政検査	名水等	細菌検査	3	2 1

(2) 利用水等の検査状況

(令和7年3月31日現在)

区分	検査項目	検査件数	検査結果	
			適合	不適合
行政検査	公衆浴場・旅館等 浴槽水（シャワー水 等含む）	レジオネラ属菌	28	19 9

III 学会発表等

(令和6年度)

発表日	演題・テーマ	担当班	学会名
令和6年12月20日	発達障害児相談支援事業におけるフォローアップ状況について	地域保健班	富山県公衆衛生学会

富山県砺波厚生センター

〒939-1506 南砺市高儀147
TEL 0763-22-3511
FAX 0763-22-7235

ホームページ
<https://www.pref.toyama.jp/kurashi/kenkou/kenkou/tonami/index.html>

小矢部支所

〒932-0833 小矢部市綾子5532
TEL 0766-67-1070
FAX 0766-67-4270